

三江線沿線地域公共交通 利便増進実施計画

平成 2 9 年 1 2 月

(令和 2 年 1 月 一部改訂)

(令和 3 年 2 月 一部改訂)

(令和 4 年 3 月 一部改訂)

(令和 4 年 9 月 一部改訂)

(令和 6 年 3 月 一部改訂)

(令和 6 年 4 月 一部改訂)

(令和 6 年 9 月 一部改訂)

(令和 7 年 9 月 一部改訂)

(令和 7 年 11 月 一部改訂)

三江線沿線地域公共交通活性化協議会

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法が令和 2 年 11 月に施行されたため、本ページ以降の記載の「三江線沿線地域公共交通網形成計画」は「三江線沿線地域公共交通計画」に、「三江線沿線地域公共交通再編実施計画」は「三江線沿線地域公共交通利便増進実施計画」に読み替えることとする。

また、関係用語も読み替えることとし、令和 2 年 11 月からは施行後の用語で記載する。



目次

第1章 再編実施計画の策定について	1
計画策定の目的	1
計画の区域	1
計画の対象	2
計画の期間	2
事業の実施体制	2
第2章 再編事業の内容	3
再編事業の概要	3
再編事業の内容	11
(1) 再編前（J R 三江線）	11
(2) J R 三江線の代替交通確保	12
(3) 既存乗合バスの見直し	41
第3章 地方公共団体による支援の内容	49
第4章 再編事業に関連して実施する事業	50
再編事業に関連して実施する事業	50
事業の実施体制とスケジュール	54
第5章 事業の効果	55
第6章 事業の実施に必要な資金の額・調達方法	57
第7章 計画の見直し	59
計画の見直し規定	59
参考資料	60
計画の区域一覧	60
公共交通活性化協議会規約・委員名簿	61

第1章 再編実施計画の策定について

● 計画策定の目的

三江線に替わる新たな交通の検討に向けて、平成29年9月に公共交通ネットワーク形成や関連事業のマスタープランとなる「三江線沿線地域公共交通網形成計画」を策定しました。上記の計画に基づき、具体的な再編内容等に関して示す「三江線沿線地域公共交通再編実施計画」を取りまとめます。

● 計画の区域

江津市、川本町、美郷町、邑南町、安芸高田市、三次市の三江線沿線の市町のうち、主に下図に示す三江線沿線地域を対象範囲とします（「三江線沿線地域公共交通網形成計画」と同一の範囲）。

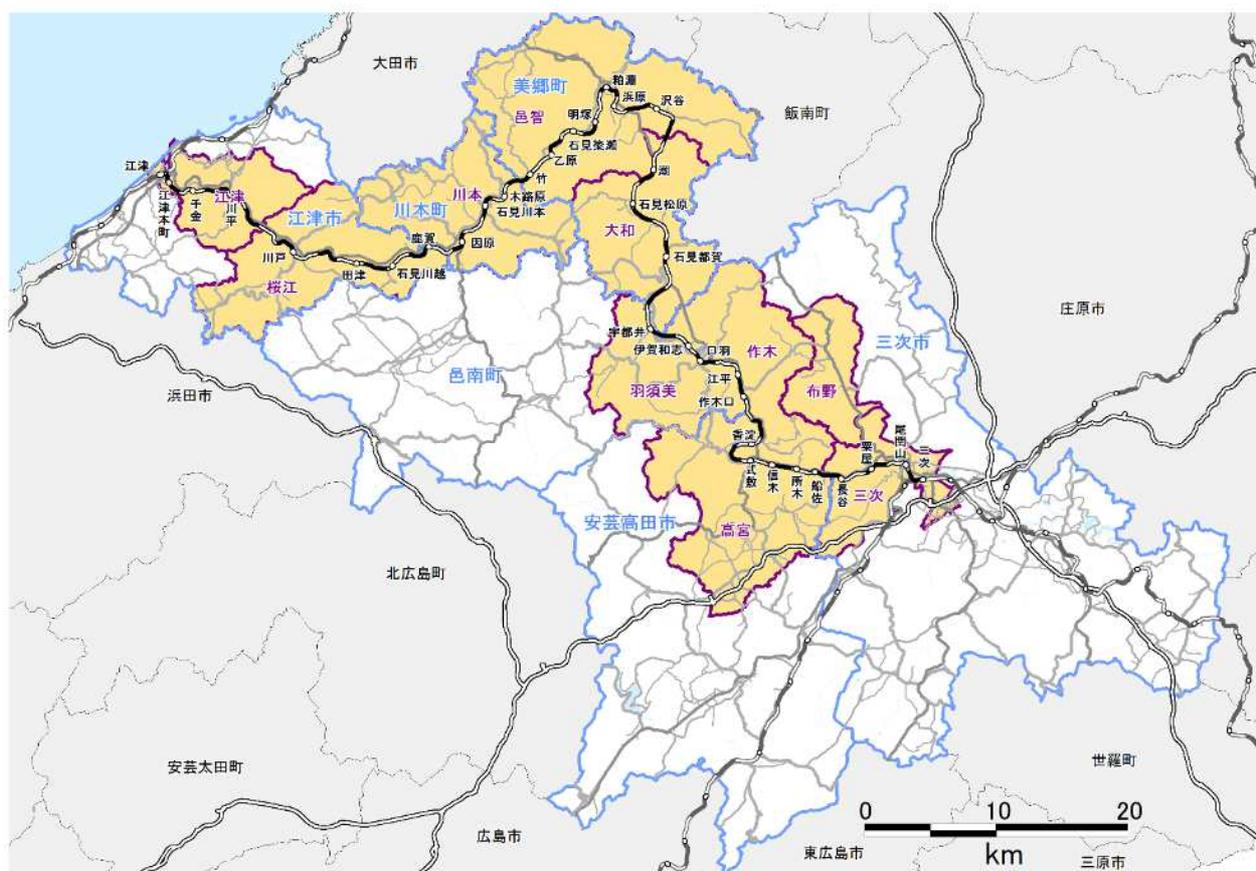


図1 三江線沿線地域（一覧を参考資料に掲載）

● 計画の対象

J R三江線の代替交通となる系統（4 条路線・自家用有償運送）、または計画の区域内に起点と終点がおさまる 4 条路線の系統が、本計画の再編事業の対象となります。

計画の区域内に起点、終点いずれかのみがある、J R・都市間高速バス・三次駅や江津駅を発着する代替交通以外の路線バスは、区域外への中距離の移動を主に担うものであり、かつ三江線代替交通と代替の関係性が乏しいことから、再編事業の対象からは除外します。

● 計画の期間

本計画の期間は平成 30 年 4 月～令和 8 年 3 月の 8 年間とします。

● 事業の実施体制

島根県、広島県、江津市、川本町、美郷町、邑南町、安芸高田市、三次市の 2 県・6 市町、および関係する交通事業者により事業を推進します。

第2章 再編事業の内容

再編事業の概要

(1) JR 三江線の代替交通確保

① 他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換（第 2 号事業）

第 1 段階〈事業内容と実施主体〉

項目	事業内容	事業主体
A 江津川本線の見直し (国道 261 号ルート)	<ul style="list-style-type: none"> ・済生会病院～石見川本間の国道 261 号区間を市町間交通として整備する。 ・一部の便では、江津高校前まで運行する。 ・令和 6 年 10 月より運転手不足等のため運行回数を変更する 	石見交通株式会社
B 川本美郷線の新設（県道 40 号・国道 375 号ルート）	<ul style="list-style-type: none"> ・石見川本～浜原～上野間の県道 40 号・国道 375 号区間を市町間交通として整備する。 	大和観光株式会社
C 粕淵線の見直し (県道 166 号ルート)	<ul style="list-style-type: none"> ・石見交通の粕淵線の一部系統について、九日市まで延伸する。 ・令和 3 年 4 月から一部酒谷までの運行を増やす。 	石見交通株式会社
D 明塚線の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・明塚～粕淵間に、市町内交通として予約型乗合タクシーを運行する。 	駅トタクシー 有限会社
E 乙原線の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・乙原～粕淵間に、市町内交通として予約型乗合タクシーを運行する。 	駅トタクシー 有限会社
F 信喜線の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・信喜～粕淵間に、市町内交通として予約型乗合タクシーを運行する。 	駅トタクシー 有限会社
G 作木線の見直し (国道 54 号ルート)	<ul style="list-style-type: none"> ・備北交通の作木線の一部系統について、道の駅グリーンロード大和まで延伸する。 ・令和 4 年 4 月から運行ダイヤ変更に伴い、一部系統を新設する。 ・令和 6 年 4 月より適用される運転者の時間外労働上限規制に対応するため、一部系統を廃止する。廃止分をカバーするために、既存の便の運行時刻、回数を変更する。 ・令和 7 年 10 月より運転手不足や日常生活利用者の待ち時間短縮等のため運行時刻、運行回数を変更する。 	備北交通株式会社
H 川の駅三次線の新設 (国道 375 号ルート)	<ul style="list-style-type: none"> ・川の駅常清（港別）～三次駅前間の国道 375 号区間を市町内交通として整備する。 	有限会社君田交通
I 式敷三次線の新設 (県道 112 号ルート)	<ul style="list-style-type: none"> ・式敷駅～三次駅前間の国道 112 号区間を市町間交通として整備する。 ・一部の便では三次中央病院まで運行する。 ・令和 6 年 4 月より適用される運転者の時間外労働上限規制による運転手不足のため、運行業者を織田産業株式会社から有限会社甲立タクシーへ変更する。 	有限会社甲立 タクシー、芸 北タクシー

第 2 段階〈事業内容と実施主体〉

項目	事業内容	事業主体
D 明塚線の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・明塚～粕淵間に、市町内交通としてタクシー利用助成を行う。 	駅トタクシー 有限会社

自家用有償運送による代替（第3号事業）

第1段階〈事業内容と実施主体〉

	項目	事業内容	事業主体
a	江津川平線の新設 (県道112号ルート)	・江津市内～川平間を、市町内交通として整備する。	江津市
b	田津線の新設	・川戸～田津間を、市町内交通として整備する。	江津市
c	鹿賀線の新設	・川戸～鹿賀間を、市町内交通として整備する。	江津市
d	粕淵竹線（君谷経由） の新設	・竹～栢谷～粕淵間を市町内交通として整備する。	美郷町
e	宇都井口羽線の新設	・後山口～羽須美支所間を市町内交通として整備する。	邑南町
f	引城区域運行の新設	・引城～羽須美支所間に、市町内交通として予約型の区域運行を整備する。	邑南町
g	江平上ヶ畑区域運行の 新設	・坂谷・下瀬・江平上ヶ畑～丹渡・港別・三国橋間に、市町内交通として予約型の区域運行を整備する。	邑南町

第2段階〈事業内容と実施主体〉

	項目	事業内容	事業主体
b	田津線の見直し	・利用実績が極端に少ないため路線を廃止する。	江津市
j	羽須美区域運行の新設	・宇都井口羽線、引城区域運行、江平上ヶ畑区域運行を統合し、羽須美エリア全域に市町内交通として予約型の区域運行を整備する。	NPO 法人 はすみ振興会

(2) 既存乗合バスの見直し（第1号事業）

〈事業内容と実施主体〉

	項目	事業内容	事業主体
h	三次市民バス 作木町線の見直し	・既存の市民バス作木町線A～Fコースを見直し、上地区・中地区・下地区に新たな市町内交通を運行します。 ・令和7年11月10日より、上地区・中地区・下地区での運行を予約型の区域運行へ変更する。	有限会社君田交通
i	高宮線の見直し	・既存の高宮線を見直し、便数を増やします。	株式会社高宮中央タクシー

(3) 現状のサービス内容の維持

(1) および(2)に記載するJR三江線の代替交通以外で、計画の区域内に起点と終点がおさまる以下の4条路線については、現状のサービス内容を維持する路線として位置付けます。

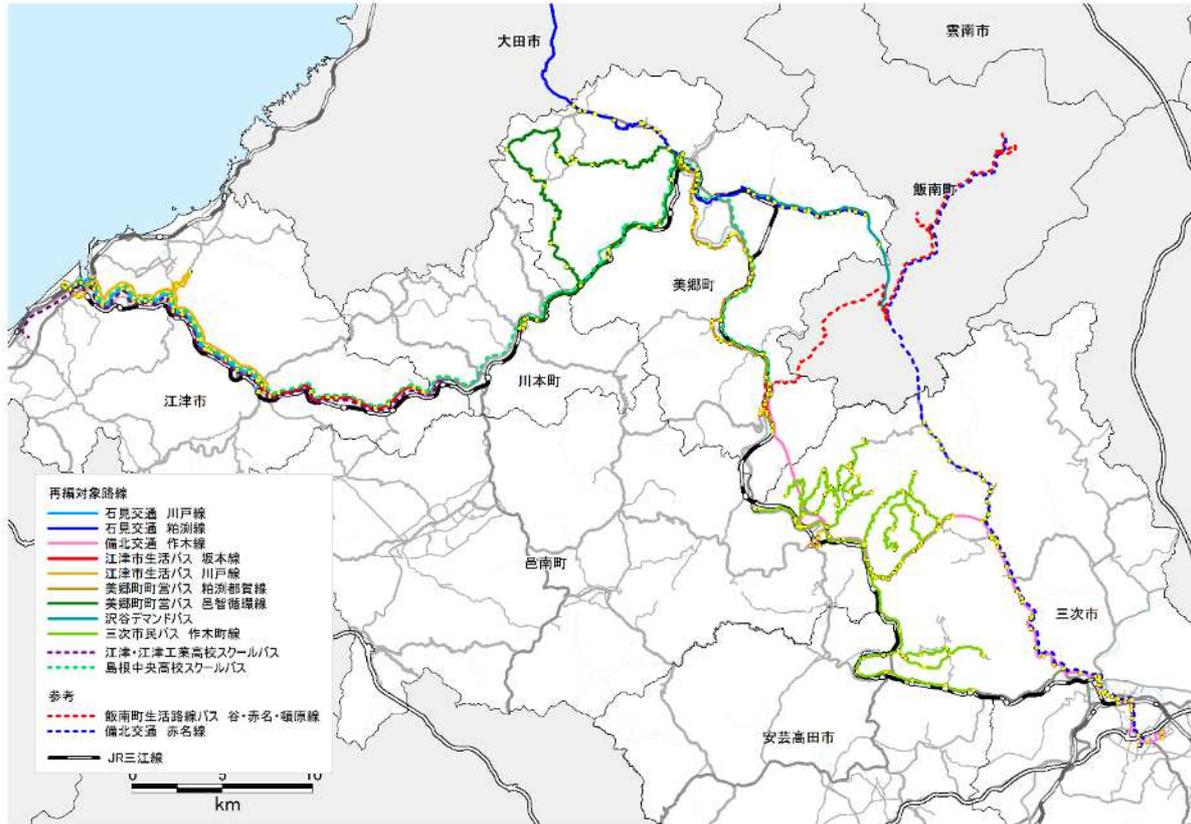
○まげなタクシー（三原線、東部線）【邑智自動車有限会社】

「年末年始及びお盆の運行等については、毎年の利用実態に応じて一部系統の減便等を行います。なお、観光等のイベントへの対応については、利用ニーズに応じて系統新設・増便等を行います。」

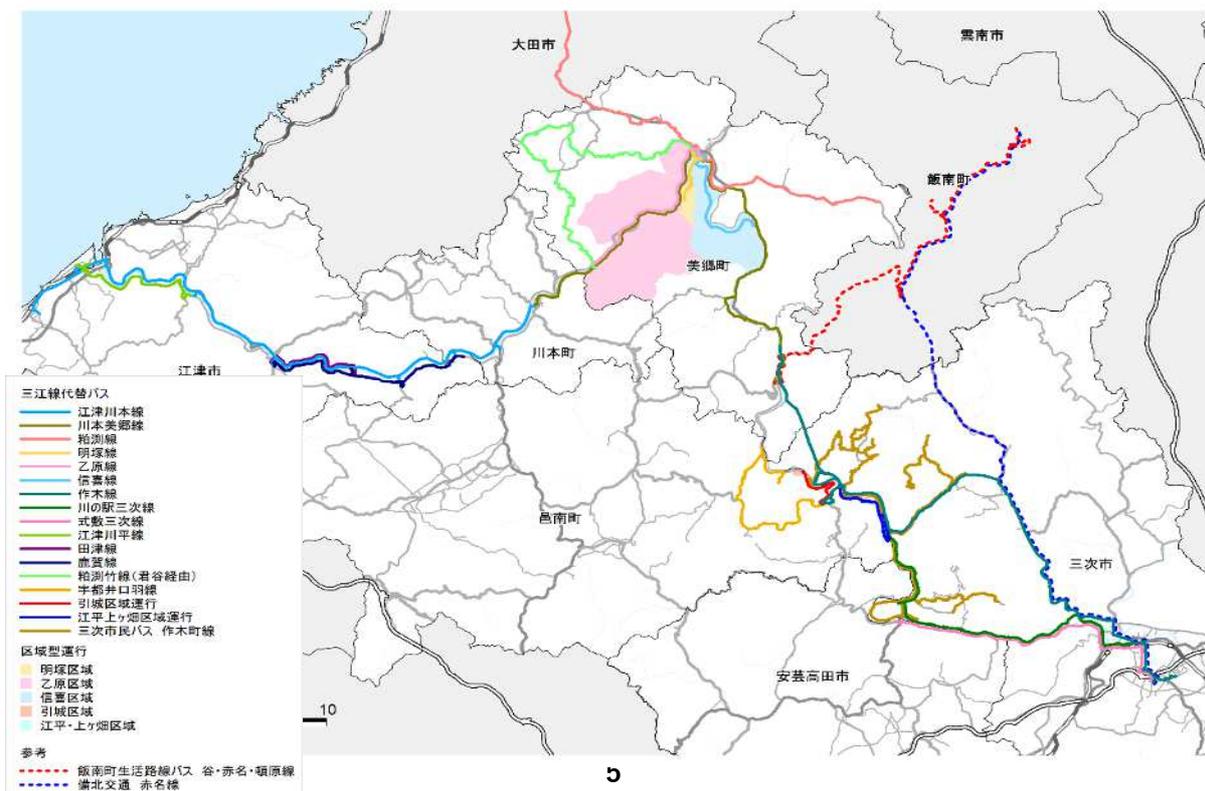
(4) 再編前後のイメージ

① 三江線沿線地域全体

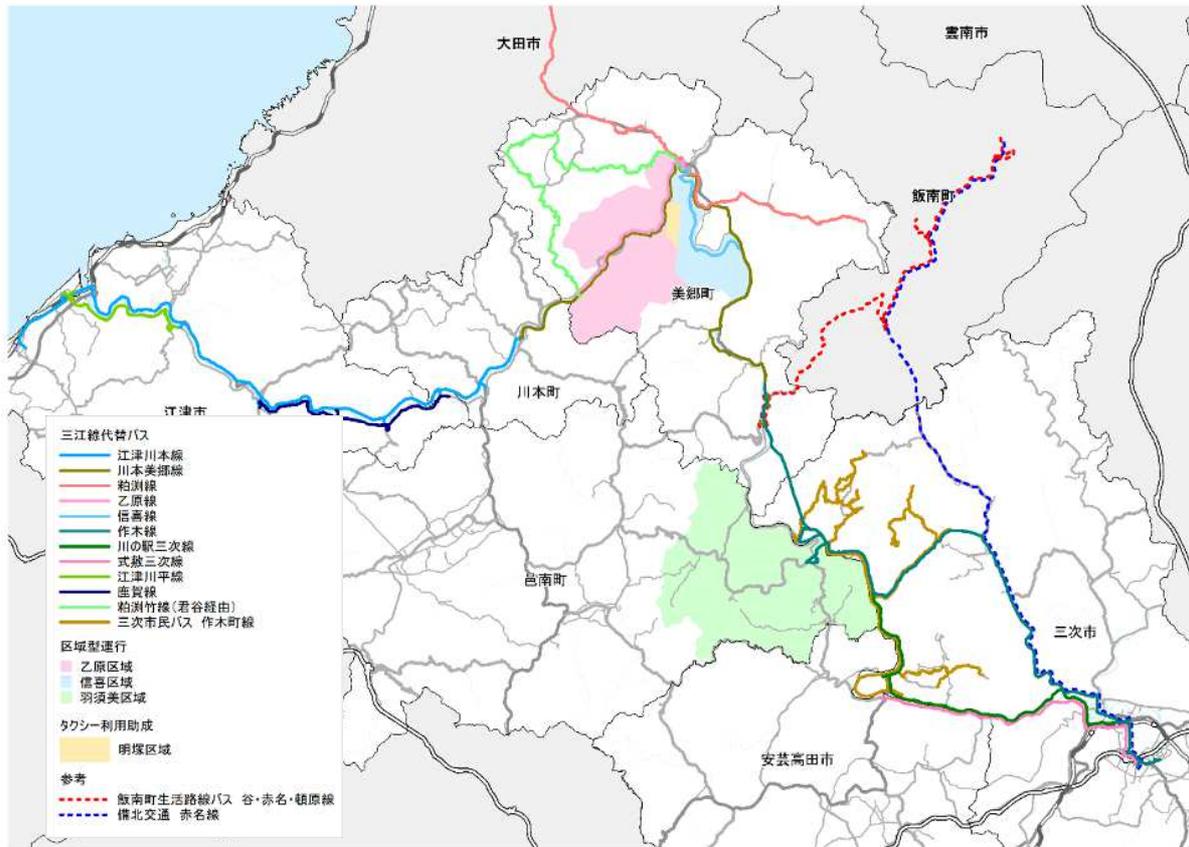
〈再編前〉



〈第1段階〉

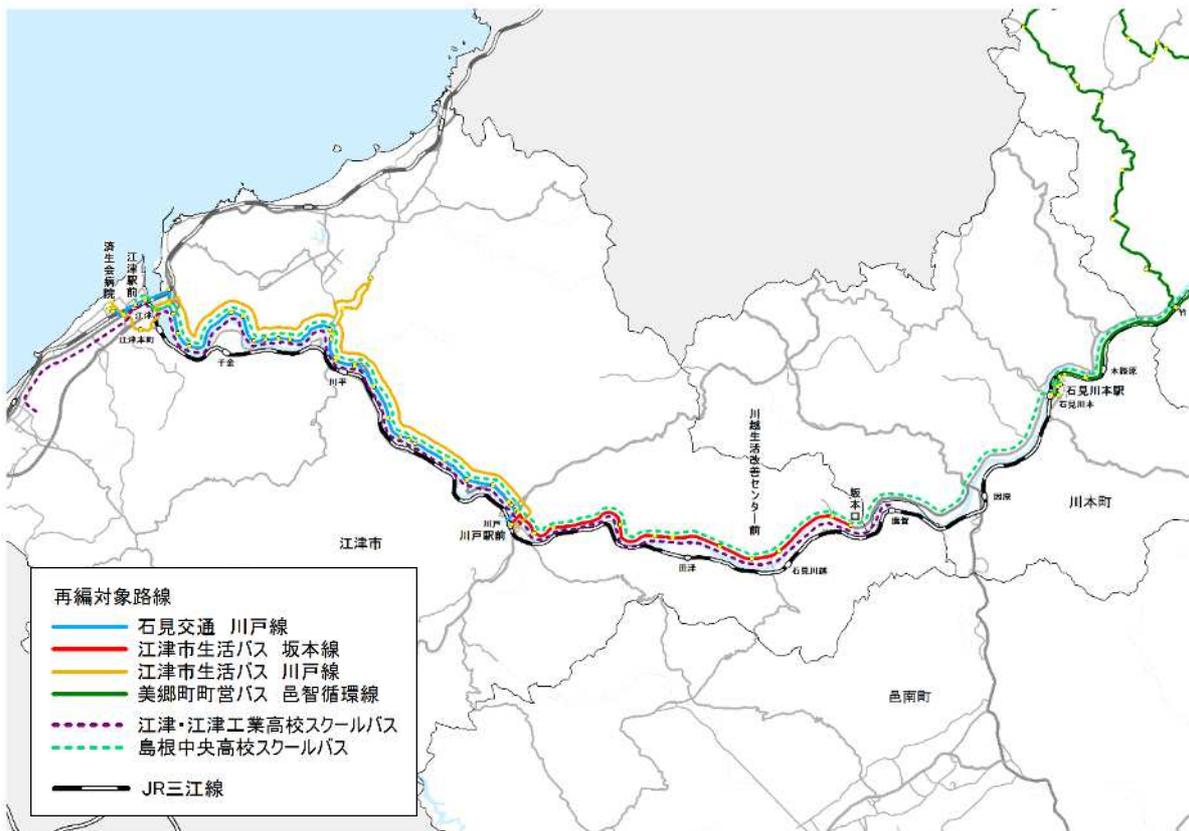


〈第2段階〉

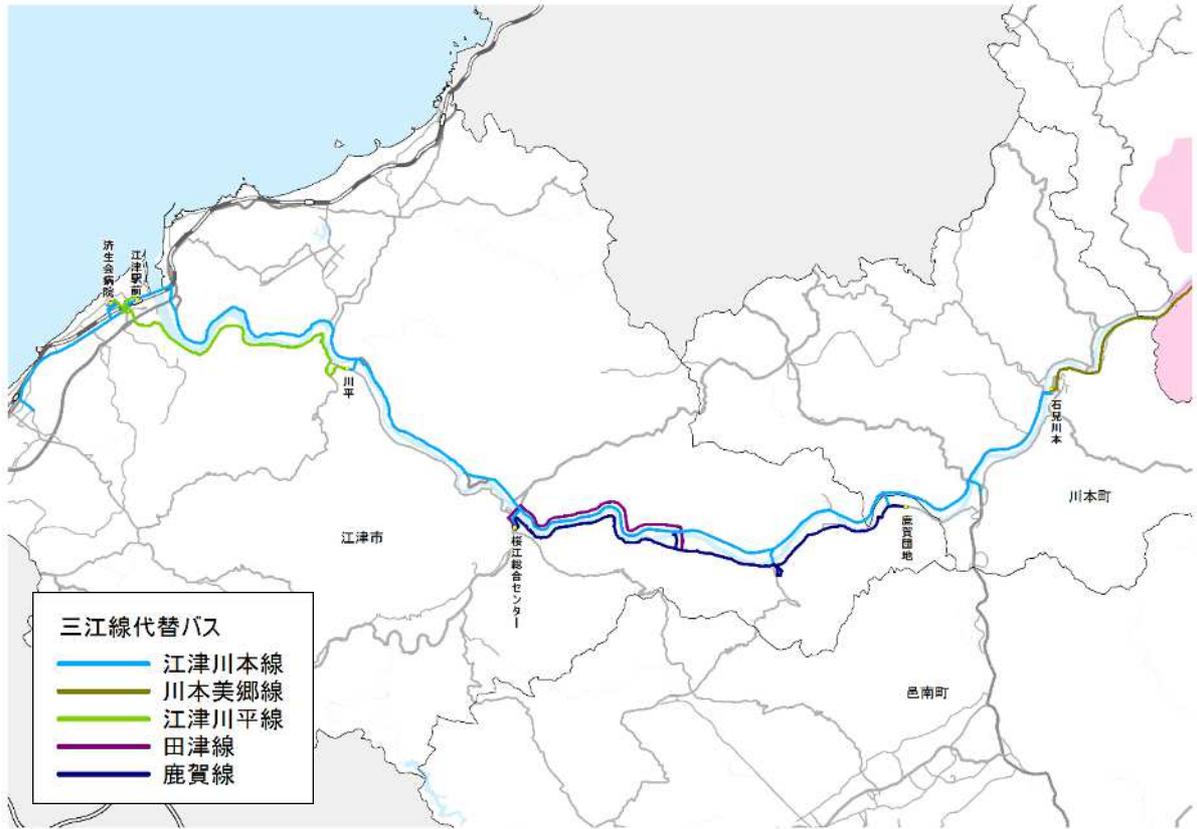


② 江津～川本間

〈再編前〉



〈第1段階〉

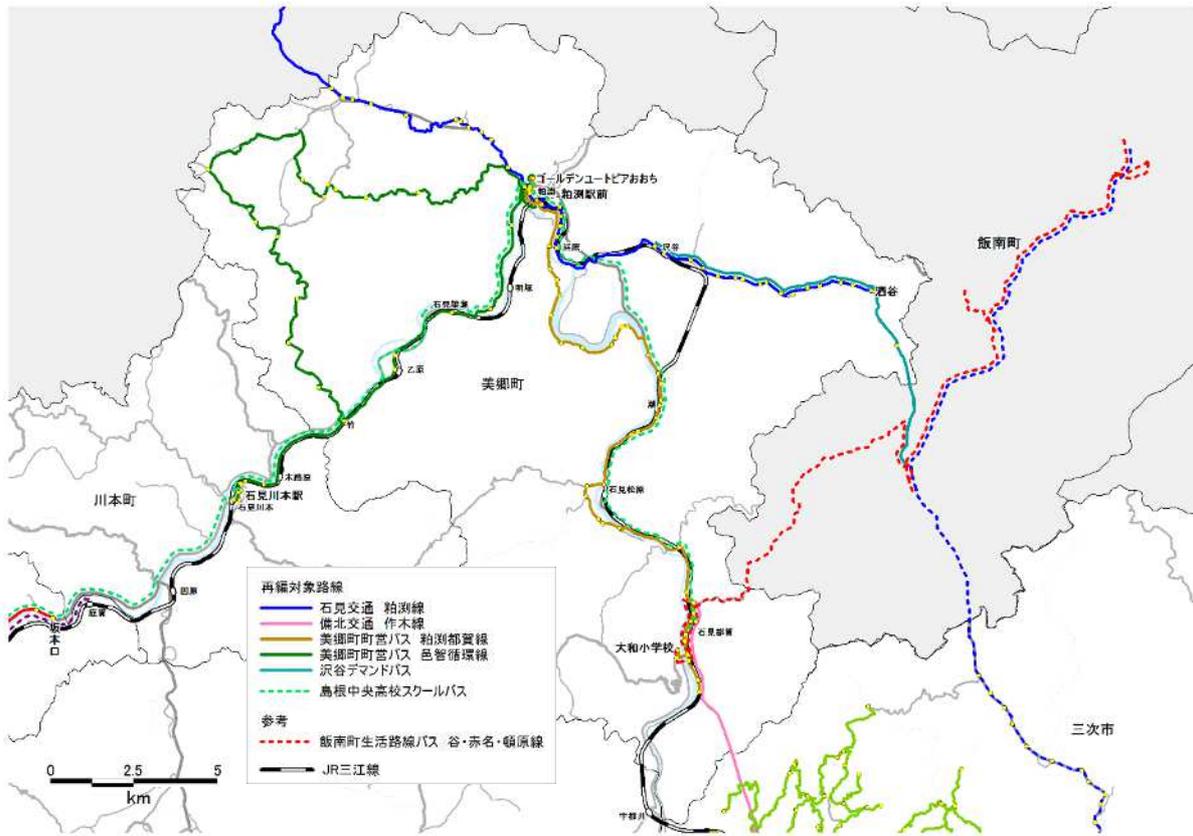


〈第2段階〉

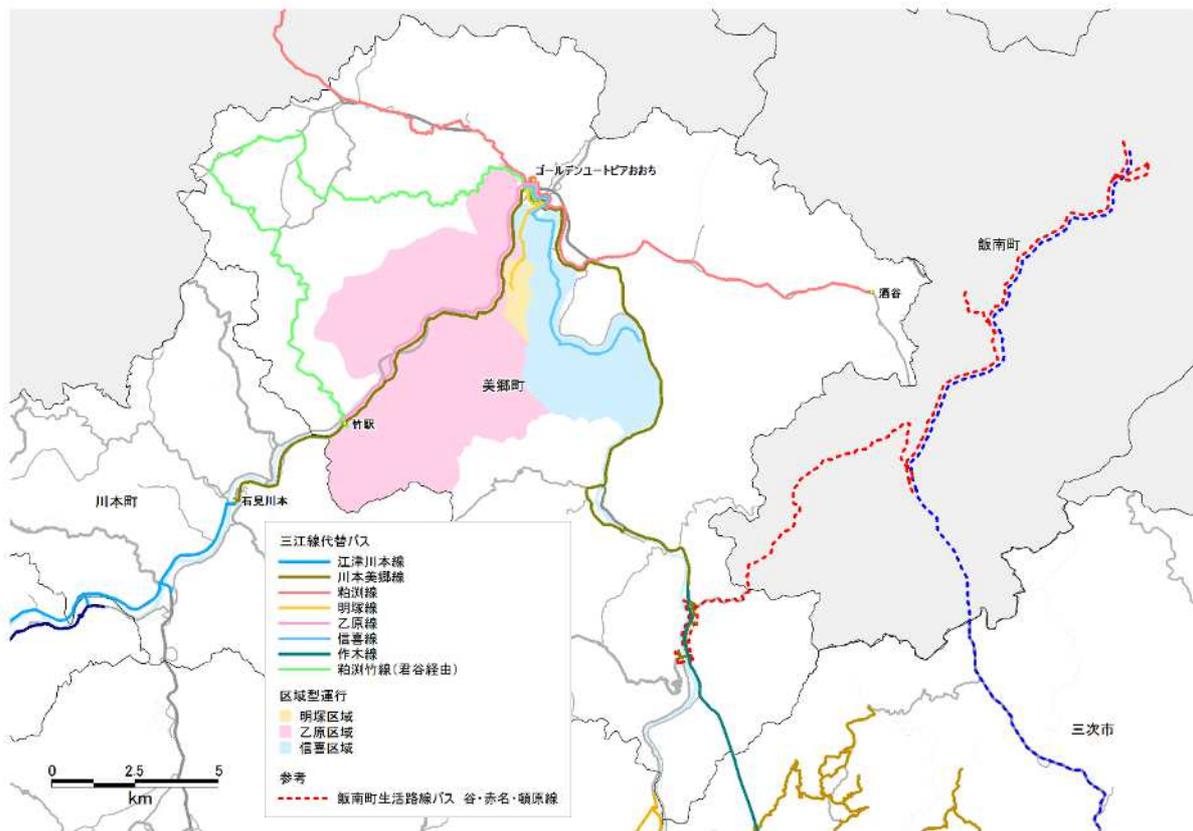


③ 川本～大和間

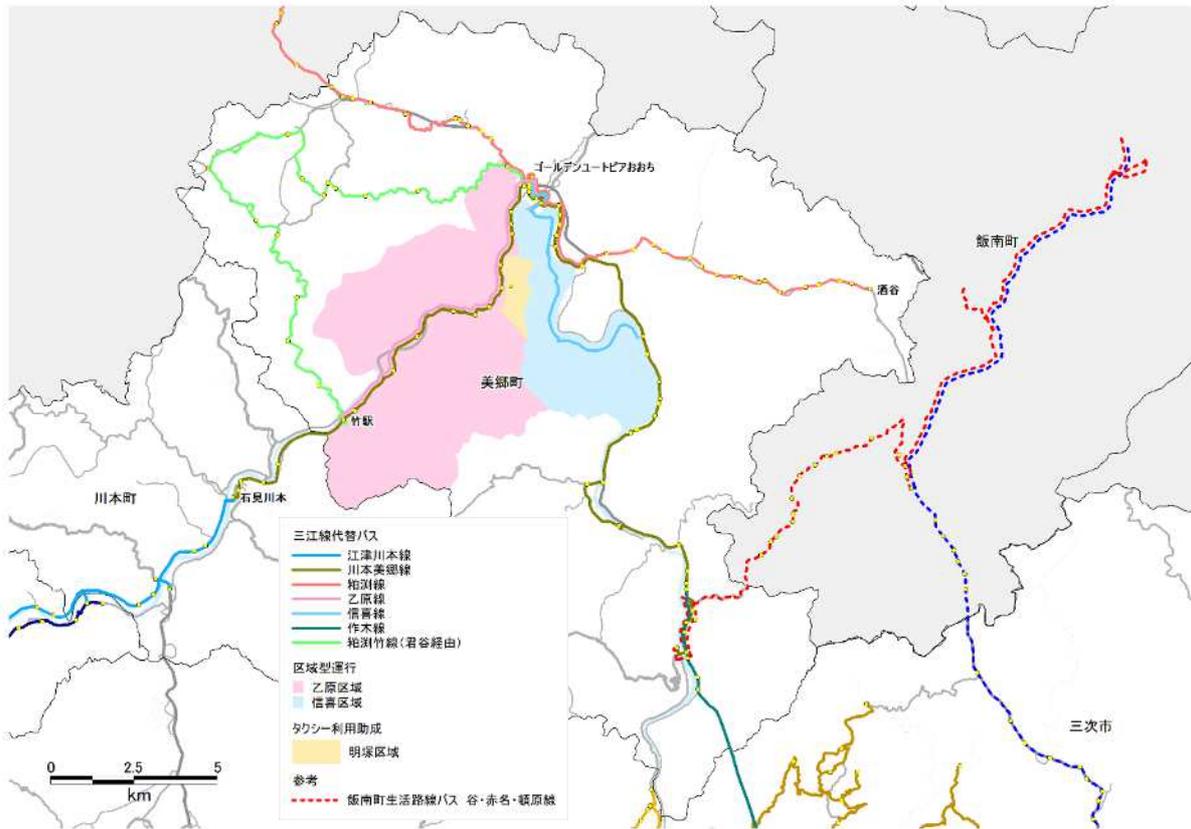
〈再編前〉



〈第1段階〉

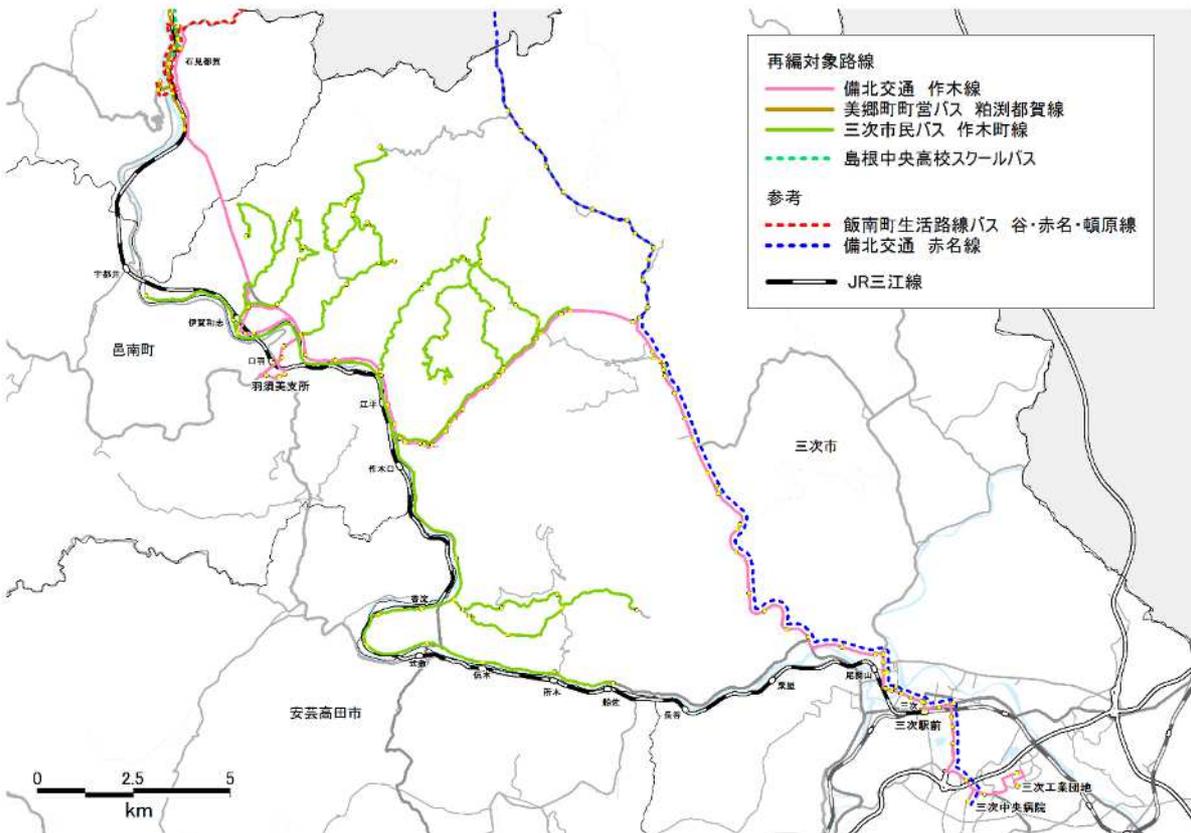


〈第2段階〉

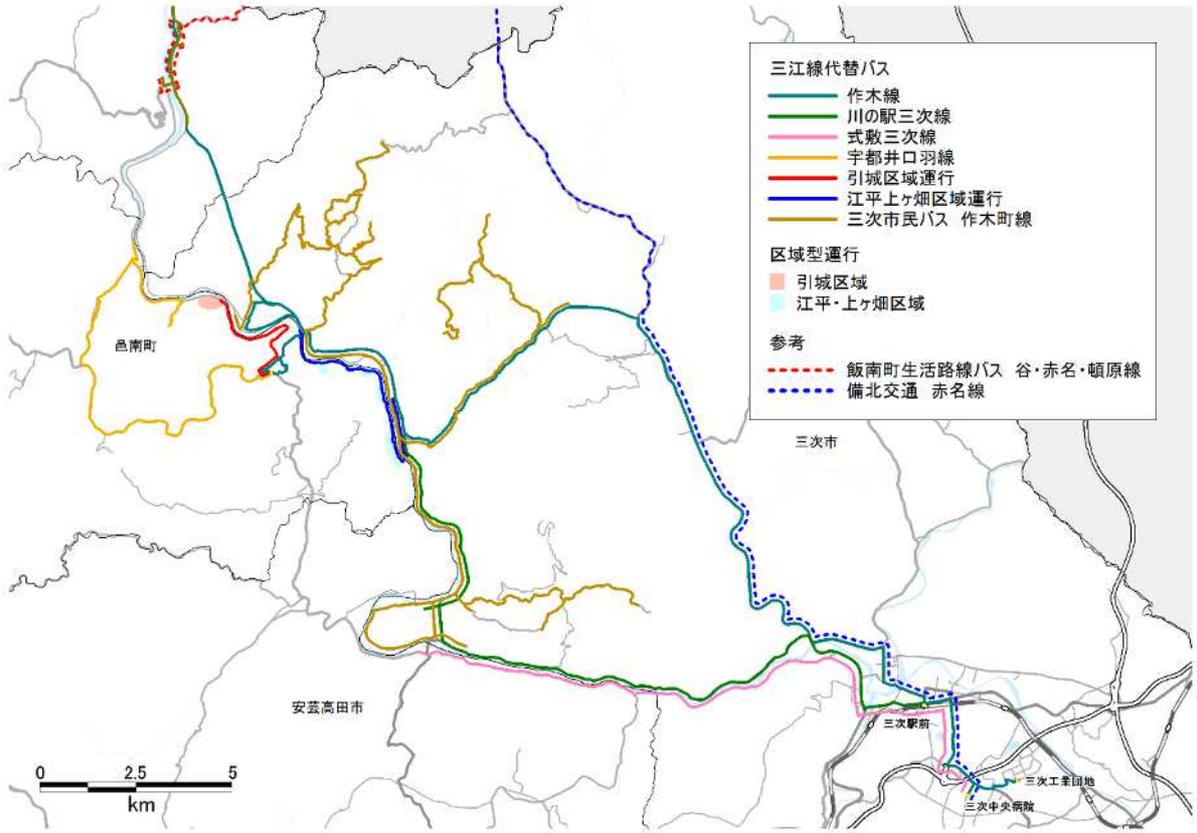


④ 大和～三次間

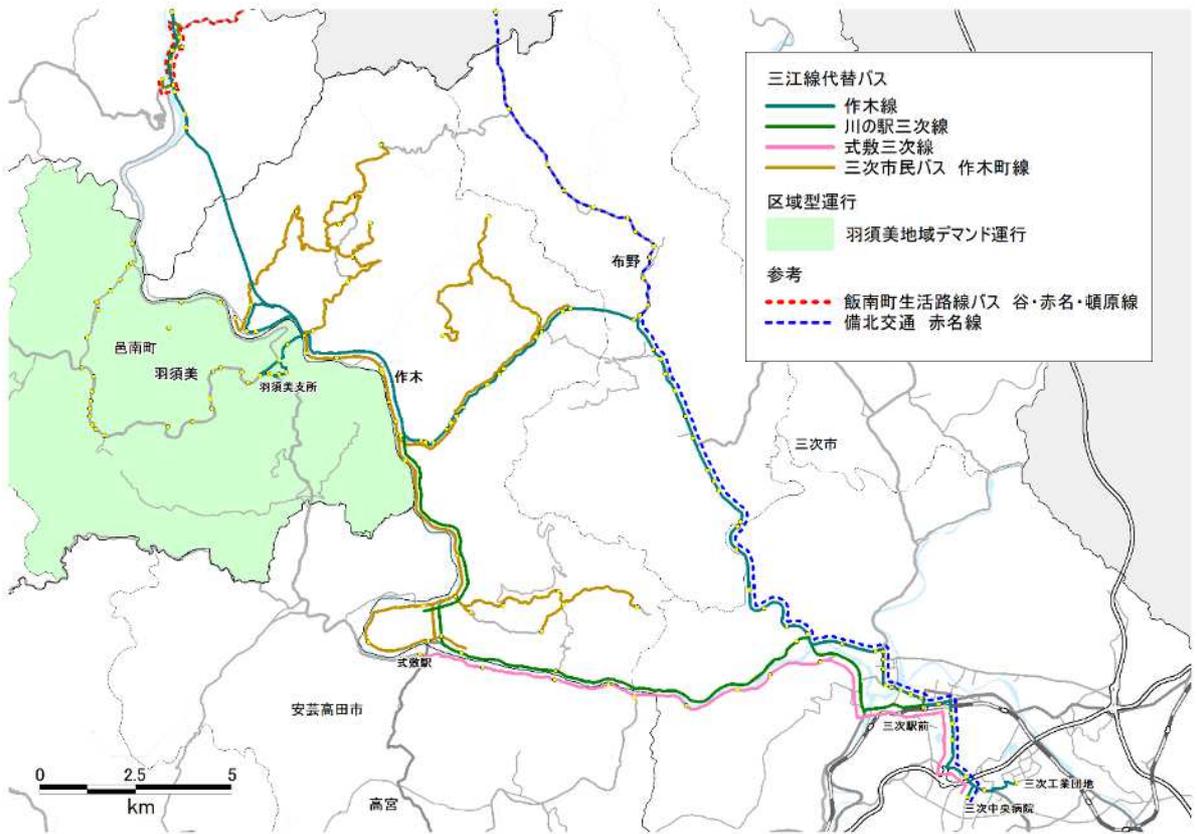
〈再編前〉



〈第1段階〉



〈第2段階〉



●再編事業の内容

(1) 再編前（JR 三江線）

JR 三江線は平成 30 年 3 月 31 日までの運行をもって、廃止となりました。

〈路線図〉



〈時刻表（抜粋）〉

江津⇒三次

江津	発		5:53	12:34		15:15	16:33		19:08
川戸	発		6:23	13:04		15:45	17:03		19:38
因原	発		6:56	13:37		16:18	17:36		20:11
石見川本	着		7:02	13:43		16:24	17:42		20:17
石見川本	発		7:02	14:00		16:25	17:48		20:18
明塚	発		7:31	14:29		16:54	18:17		20:47
粕淵	発		7:38	14:37		17:00	18:24		20:54
浜原	着		7:42	14:41		17:04	18:28		20:57
浜原	発	5:56	7:43			17:06		19:01	
石見都賀	発	6:20	8:07			17:30		19:25	
宇都井	発	6:27	8:14			17:37		19:32	
口羽	着	6:35	8:22			17:45		19:40	
口羽	発	6:37	8:23		15:17	18:01		19:41	
香淀	発	6:57	8:43		15:38	18:22		20:01	
長谷	発	7:20	9:06		↓	↓		↓	
三次	着	7:35	9:21		16:15	18:59		20:40	

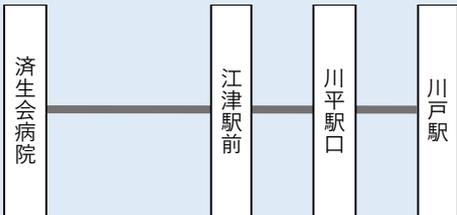
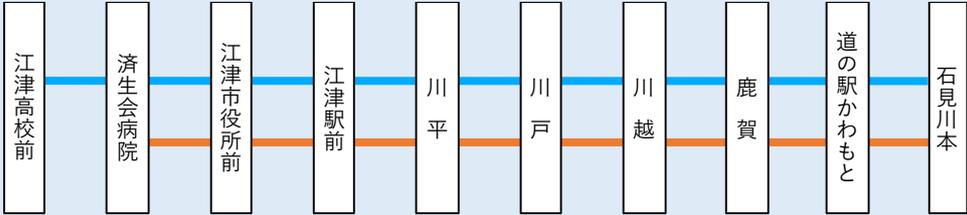
三次⇒江津

三次	発		5:38	10:02		14:11		17:02	19:34
長谷	発		↓	↓		14:26		17:17	19:49
香淀	発		6:15	10:40		14:49		17:40	20:13
口羽	着		6:35	11:00		15:09		18:00	20:32
口羽	発		7:03	11:00				18:00	20:33
宇都井	発		7:12	11:09				18:09	20:41
石見都賀	発		7:19	11:16				18:16	20:49
浜原	着		7:42	11:39				18:39	21:11
浜原	発	6:20	7:43	11:39			17:08		19:03
粕淵	発	6:24	7:47	11:44			17:12		19:08
明塚	発	6:31	7:54	11:50			17:19		19:15
石見川本	着	6:59	8:22	12:18			17:47		19:42
石見川本	発	7:03	8:23		13:45		17:48		20:18
因原	発	7:10	8:29		13:51		17:55		20:25
川戸	発	7:42	9:01		14:23		18:26		20:57
江津	着	8:12	9:31		14:54		18:57		21:27

(2) JR 三江線の代替交通確保

① 他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換（第 2 号事業）

A 江津川本線の見直し（国道 261 号ルート）					
運行事業者	石見交通株式会社				
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業				
運送形態	路線定期運行				
運行路線図					
系統 1	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～） 令和 6 年 10 月 1 日 運行回数変更			
	起点	済生会病院			
	主な経由地	江津駅前			
	終点	石見川本			
	キロ程	40.7 km（往路）、41.3 km（復路）			
	運行日	平日・土日祝日			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
		往路	1.5 回	1.5 回	1.5 回
		復路	2.0 回	2.0 回	2.0 回

系統 2	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～）			
	起点	江津高校前			
	主な経由地	江津駅前			
	終点	石見川本			
	キロ程	45.7 km（往路）、46.3 km（復路）			
	運行日	平日・土日祝日			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
	往路	0.5 回	0.5 回	0.5 回	
	復路	0.5 回	0.5 回	0.5 回	
系統 3	内容	【系統廃止】（第 1 段階）			
	起点	済生会病院			
	主な経由地	江津駅・川平駅口			
	終点	川戸駅			
	キロ程	16.8 km			
	運行日	平日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
	往路	1.0 回	-	-	
	復路	1.0 回	-	-	
	〈第 1 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日	
	往路	0.0 回	-	-	
	復路	0.0 回	-	-	
運行系統図	〈再編前〉				
	〈第 1 段階～〉				
運賃	〈主な区間の抜粋〉	<ul style="list-style-type: none"> ・江津高校前～石見川本：1,160 円 ・済生会病院～石見川本：1,140 円 ・桜江総合センター～石見川本：650 円 			

B 川本美郷線の新設（県道 40 号・国道 375 号ルート）

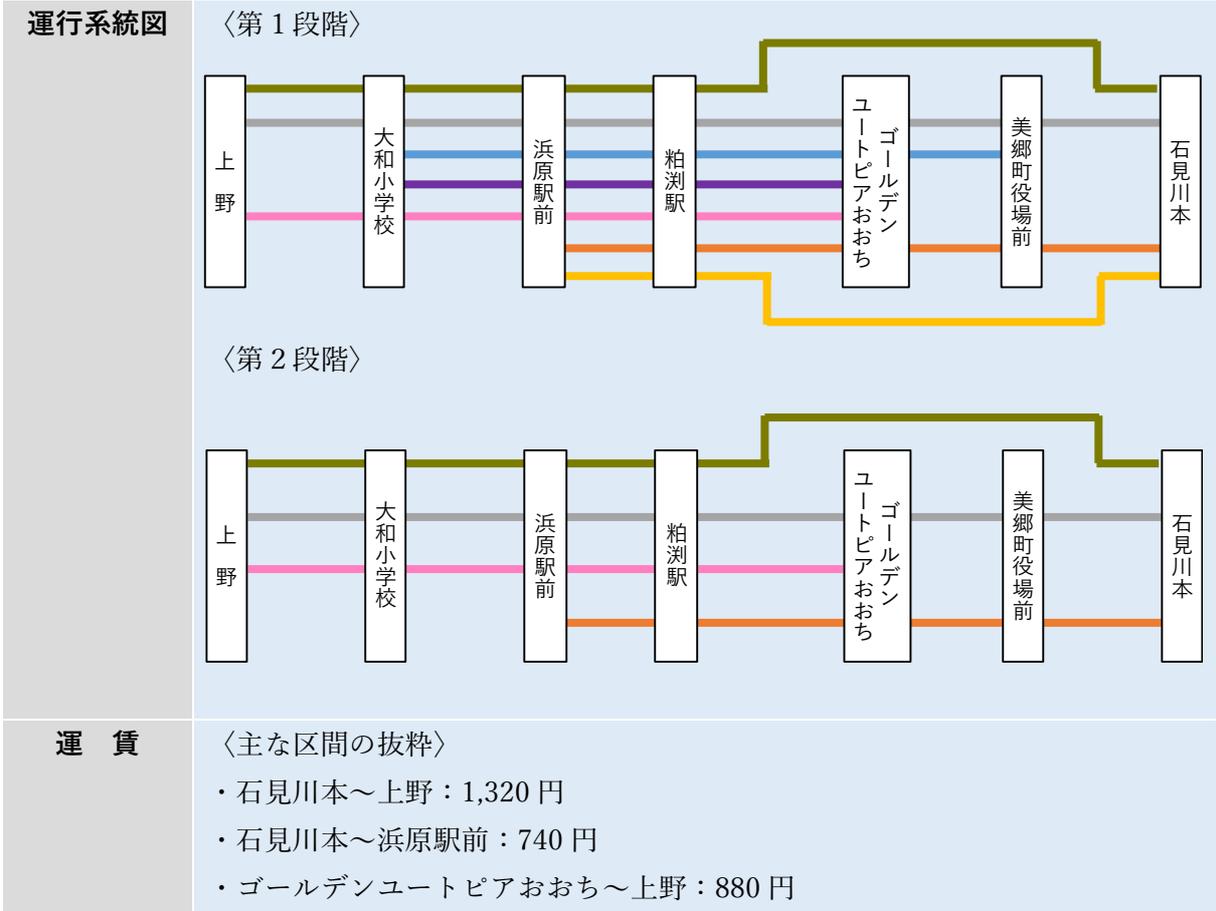
運行事業者	大和観光株式会社
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業
運送形態	路線定期運行



系統 1	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～）			
	起点	上野			
	主な経由地	相生町			
	終点	石見川本			
	キロ程	41.5 km			
	運行日	平日・土日祝日			
	運行回数	<第 1 段階>	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5 回	-	-
		復路	-	-	-
		<第 2 段階>	平日	土曜	日曜・祝日
往路		1.0 回	-	-	
復路		-	-	-	

系統 2	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～）			
	起点	上野			
	主な経由地	ゴールデンユートピアおおち			
	終点	石見川本			
	キロ程	42.5 km			
	運行日	平日・土日祝日			
	運行回数	〈第 1 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	-	1.5 回	1.5 回
		復路	0.5 回	1.5 回	1.5 回
		〈第 2 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
往路		-	1.5 回	1.5 回	
復路		1.0 回	1.5 回	1.5 回	
系統 3	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～）			
	起点	上野			
	主な経由地	粕淵駅			
	終点	ゴールデンユートピアおおち			
	キロ程	25.1 km			
	運行日	平日			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
		往路	3.0 回	-	-
復路		3.5 回	-	-	
系統 4	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～）			
	起点	美郷町役場前			
	主な経由地	粕淵駅			
	終点	大和小学校			
	キロ程	23.6 km			
	運行日	平日			
	運行回数	〈第 1 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5 回	-	-
		復路	-	-	-
		〈第 2 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
往路		0.0 回	-	-	
復路		-	-	-	

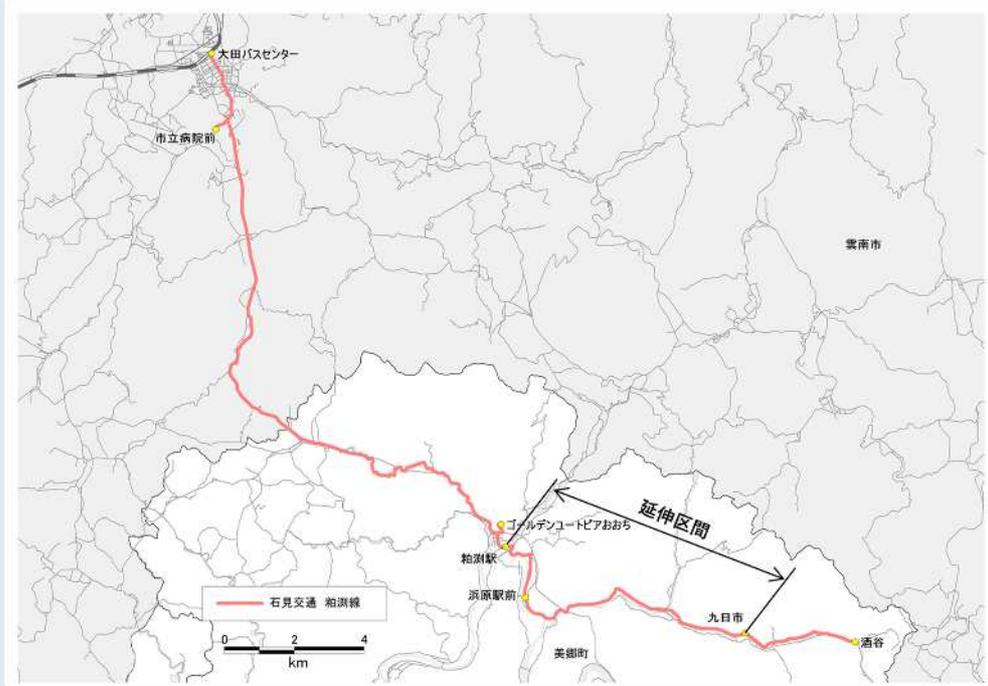
系統 5	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～）			
	起点	大和小学校			
	主な経由地	粕淵駅			
	終点	ゴールデンユートピアおおち			
	キロ程	24.1 km			
	運行日	平日			
	運行回数	〈第 1 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5 回	-	-
		復路	-	-	-
		〈第 2 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
往路		0.0 回	-	-	
復路		-	-	-	
系統 6	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～）			
	起点	石見川本			
	主な経由地	ゴールデンユートピアおおち			
	終点	浜原駅前			
	キロ程	21.1 km			
	運行日	平日			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
		往路	2.0 回	-	-
復路		2.0 回	-	-	
系統 7	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～）			
	起点	浜原駅前			
	主な経由地	相生町			
	終点	石見川本			
	キロ程	20.1 km			
	運行日	平日			
	運行回数	〈第 1 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5 回	-	-
		復路	0.5 回	-	-
		〈第 2 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
往路		0.0 回	-	-	
復路		0.0 回	-	-	



C 粕渕線の見直し（県道 166 号ルート）

運行事業者	石見交通株式会社
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業
運送形態	路線定期運行

運行路線図



系統 1

内容	平成30年3月2日認定、令和2年3月6日認定・・・変更なし 令和3年4月1日～ 運行回数変更（法第2条13号ホ事業）			
起点	大田バスセンター			
主な経由地	粕渕駅			
終点	酒谷			
キロ程	37.6 km（往路）、37.1 km（復路）			
運行日	平日・土日祝日			
運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
	往路	3.0回	2.5回	2.5回
	復路	2.0回	2.0回	2.0回

系統 2

内容	平成30年3月2日認定・・・他の種類の旅客運送事業（4条路線）への転換【系統新設】（第1段階～） 令和2年3月6日認定・・・変更無し 令和3年4月1日～ 運行回数変更（法第2条13号ホ事業）			
起点	大田バスセンター			
主な経由地	粕渕駅			
終点	九日市			
キロ程	34.3 km（往路）、33.8 km（復路）			
運行日	平日、土日・祝日			

	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5回	0.0回	0.0回
		復路	1.5回	0.5回	0.5回
系統3	内容	【系統廃止】(第1段階)			
	起点	大田バスセンター			
	主な経由地	市立病院			
	終点	粕淵駅			
	キロ程	23.9 km			
	運行日	平日、土日・祝日			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
往路		1.5回	0.5回	0.5回	
復路		1.5回	0.5回	0.5回	
運行系統図	〈再編前〉				
運行系統図	〈第1段階〜〉				
運賃	〈主な区間の抜粋〉 <ul style="list-style-type: none"> ・大田バスセンター～酒谷：1,460円 ・大田バスセンター～九日市：1,340円 ・大田バスセンター～美郷町役場前：990円 				

R3.3.31 まで
の運行回数

系統 1				
運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
	往路	2.0 回	2.0 回	2.0 回
	復路	2.0 回	2.0 回	2.0 回

系統 2				
運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
	往路	1.5 回	0.5 回	0.5 回
	復路	1.5 回	0.5 回	0.5 回

D 明塚線の新設

運行事業者	駅トタクシー株式会社			
事業形態	一般乗用旅客自動車運送事業			
運送形態	区域運行（タクシー利用助成）			
運行区域	美郷町明塚地域～美郷町粕淵中心部			
運行区域図				
内容	他の種類の運送形態（タクシー利用助成）への転換（第2段階）			
運行日	平日・土日祝日			
運行回数	第1段階	平日	土曜	日曜・祝日
	往路	1.0回	1.0回	1.0回
	復路	1.0回	1.0回	1.0回
	第2段階	平日	土曜	日曜・祝日
	往路	0.5回	0.5回	0.5回
	復路	0.5回	0.5回	0.5回
運賃	一律 400円			

・変更の理由

明塚線については、前日までの予約により指定の時間に1日2往復運行していましたが、住民へのヒアリングの結果、当日利用や指定時間以外の利用ニーズがあったことから、デマンド方式から新たにタクシー利用助成に転換し、利便性の向上と収支の改善を図ります。

・変更後のエリアの住民の移動手段確保

見直し前後で対象とする範囲は同一であり、変更後もこれまでと同様に住民の移動手段は確保できるものと考えています。

・助成制度

明塚地内から粕淵中心地へのタクシー移動に対し、利用料金の400円（片道）を利用者が負担し、事業者からの請求により残額を町が負担します。

E 乙原線の新設

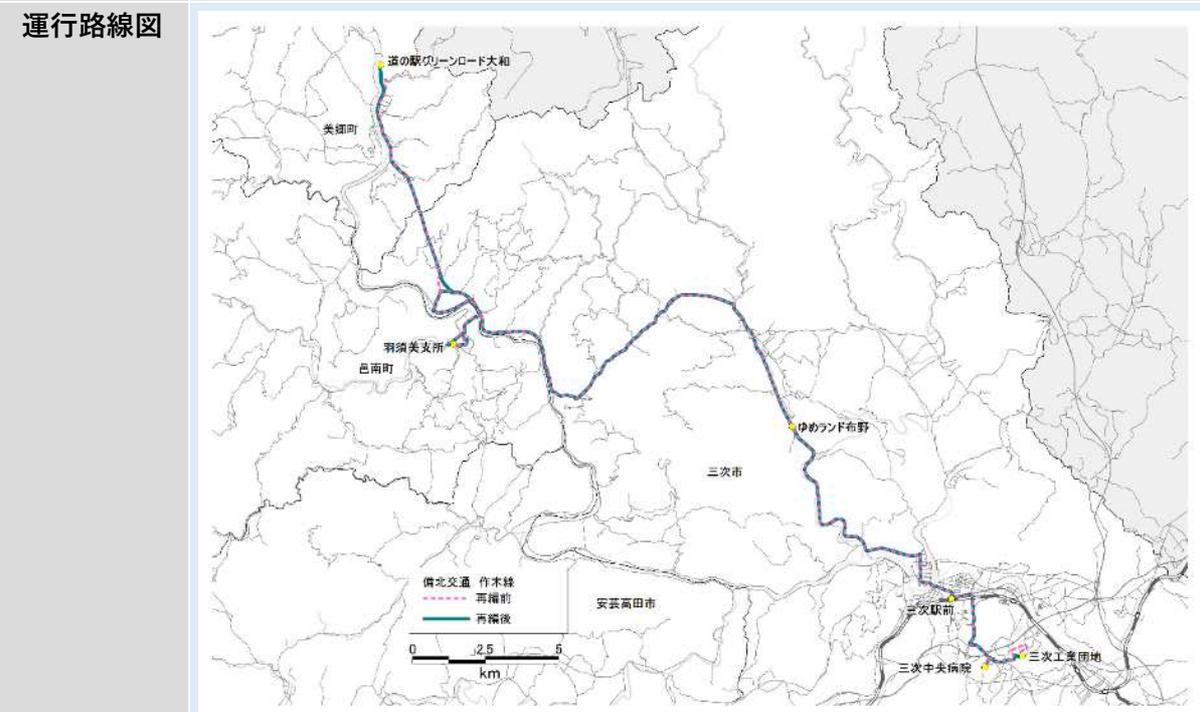
運行事業者	駅トタクシー有限公司			
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業			
運送形態	区域運行			
運行区域	美郷町吾郷地域～美郷町粕淵中心部			
運行区域図				
内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換（第 1 段階～）			
運行日	平日			
運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
	往路	1.0 回	-	-
	復路	1.0 回	-	-
運賃	一律 400 円			

F 信喜線の新設

運行事業者	駅トタクシー有限公司			
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業			
運送形態	区域運行			
運行区域	美郷町浜原地域～美郷町粕淵中心部			
運行区域図				
内容	他の種類の旅客運送事業（4条路線）への転換（第1段階～）			
運行日	平日・土日祝日			
運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
	往路	1.5回	1.5回	1.5回
	復路	1.5回	1.5回	1.5回
運賃	一律400円			

G 作木線の見直し（国道 54 号ルート）

運行事業者	備北交通株式会社
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業
運送形態	路線定期運行

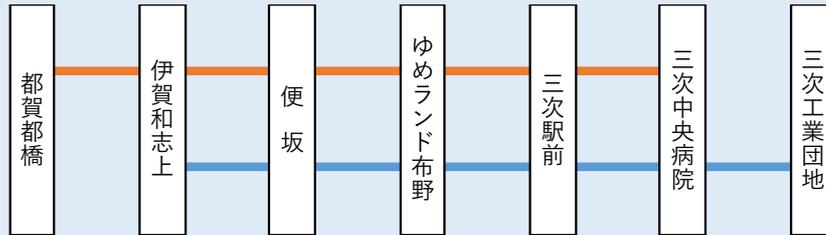


系統 1	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】 （第 1 段階～）令和 4 年 4 月～運行回数変更（法第 2 条 13 号ホ事業） 令和 6 年 4 月 1 日 運行回数変更			
	起点	三次中央病院			
	主な経由地	大津両国橋			
	終点	道の駅グリーンロード大和			
	キロ程	48.1 km（往路）、48.3 km（復路）			
	運行日	平日・土日祝日			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
		往路	1.0 回	1.0 回	1.0 回
	復路	1.0 回	1.0 回	1.0 回	

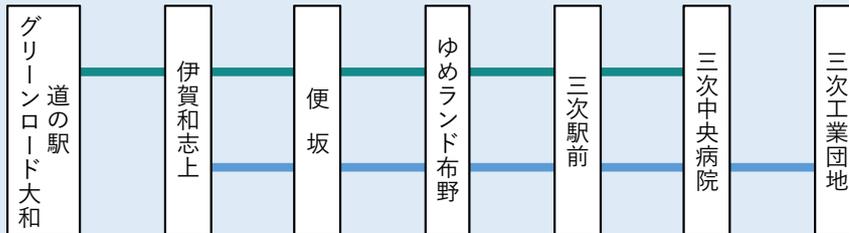
系統 2	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～） 令和 7 年 10 月 1 日 運行回数変更			
	起点	伊賀和志上			
	主な経由地	大津両国橋			
	終点	三次工業団地			
	キロ程	41.0 km（往路）、41.2 km（復路）			
	運行日	平日・土日祝日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	1.0 回	1.0 回	1.0 回
復路		1.0 回	1.0 回	1.0 回	
〈第 1 段階～〉		平日	土曜	日曜・祝日	
往路		1.5 回	-	-	
復路		1.5 回	-	-	
系統 3	内容	【系統廃止】（第 1 段階）			
	起点	都賀都橋			
	主な経由地	谷地・羽須美役場・布野・三次駅前			
	終点	三次中央病院			
	キロ程	49.5 km（往路）、49.7 km（復路）			
	運行日	平日、土曜日			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
往路		0.5 回	0.5 回	-	
復路		0.5 回	0.5 回	-	
系統 3	内容	令和 6 年 4 月 1 日 系統廃止			
	起点	羽須美支所			
	主な経由地	伊賀和志上			
	終点	道の駅グリーンロード大和			
	キロ程	14.9 km（復路）			
	運行日	平日			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
復路		0.5 回	-	-	
系統 4	内容	令和 6 年 4 月 1 日 系統廃止			
	起点	三次工業団地			
	主な経由地	三次中央病院・三次駅前・ゆめらんど布野・伊賀和志上			
	終点	羽須美支所			
	キロ程	41.0 km（復路）			
	運行日	平日			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
復路		0.5 回	-	-	

運行系統図

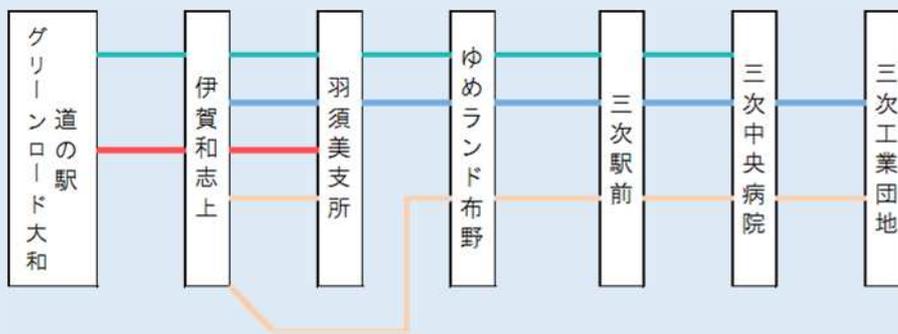
〈再編前〉



〈第1段階〜〉



〈令和4年4月1日〜〉



〈令和6年4月1日〜〉



運賃

〈主な区間の抜粋〉

- ・道の駅グリーンロード大和～三次中央病院：1,350円
- ・道の駅グリーンロード大和～三次駅前：980円

H 川の駅三次線の新設（国道 375 号ルート）

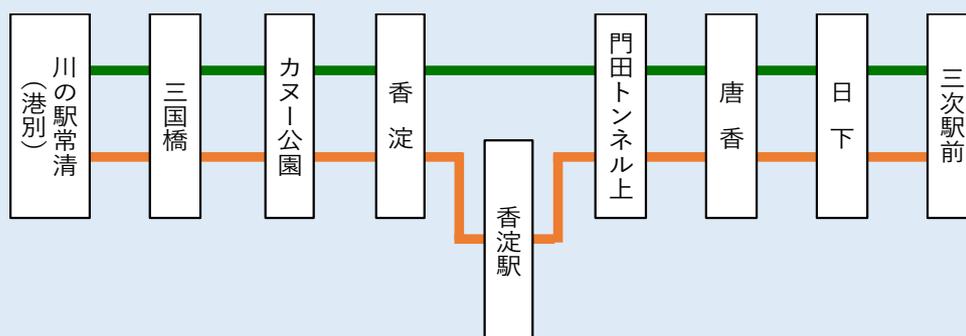
運行事業者	有限会社君田交通			
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業			
運送形態	路線定期運行			
運行路線図				
系統 1	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～） 令和 6 年 10 月 1 日 運行回数変更		
	起点	川の駅常清（港別）		
	主な経由地	カヌー公園前		
	終点	三次駅前		
	キロ程	22.9km		
	運行日	平日・土日祝日		
	運行回数		平日	土曜
	往路	0 回	0 回	0 回
	復路	1.5 回	1.5 回	1.5 回
系統 2	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～） 令和 6 年 10 月 1 日 運行回数変更		
	起点	川の駅常清（港別）		
	主な経由地	香淀駅		
	終点	三次駅前		
	キロ程	23.9km		
	運行日	平日・土日祝日		
	運行回数		平日	土曜
	往路	0 回	0 回	0 回
	復路	1.0 回	1.0 回	1.0 回
系統 3	内容	系統 1 が新停留所（新下町）を通過する系統を新設(R6.10.1～)		
	起点	川の駅常清（港別）		
	主な経由地	カヌー公園前、下新町		
	終点	三次駅前		

	キロ程	22.9km			
	運行日	平日・土日祝日			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
		往路	1.5回	1.5回	1.5回
復路	0回	0回	0回		

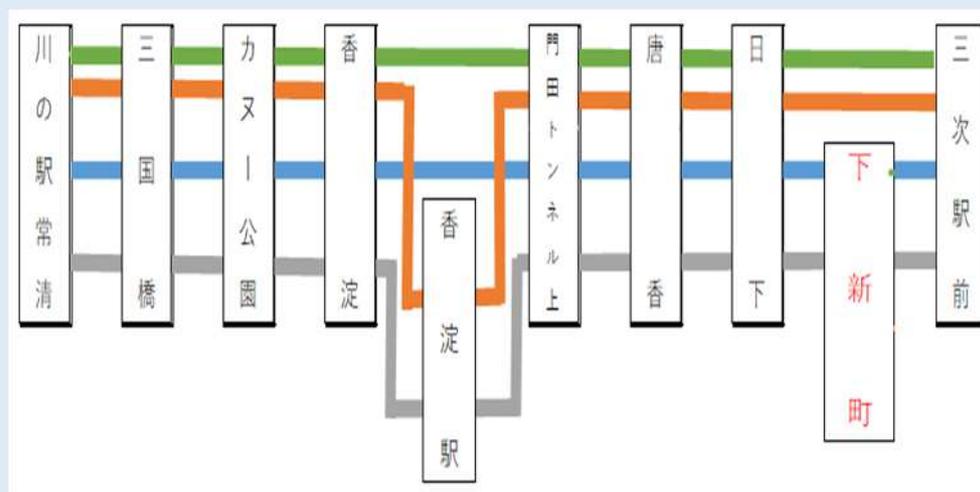
系統 4	内容	系統 2 が新停留所（新下町）を通過する系統を新設(R6.10.1~)		
	起点	川の駅常清（港別）		
	主な経由地	香淀駅、下新町		
	終点	三次駅前		
	キロ程	23.9km		
	運行日	平日・土日祝日		
	運行回数		平日	土曜
往路		1.0回	1.0回	1.0回
復路		0回	0回	0回

運行系統図

〈第 1 段階〜〉



<令和 6 年 10 月 1 日〜>



運賃

〈主な区間の抜粋〉

- ・川の駅常清（港別）～三次駅前：610 円
- ・香淀駅～三次駅前：440 円

I 式敷三次線の新設（県道 112 号ルート）

運行事業者	有限会社甲立タクシー、芸北タクシー			
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業			
運送形態	路線定期運行			
運行路線図				
系統 1	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～）		
	起点	式敷駅		
	主な経由地	船佐駅		
	終点	三次駅前		
	キロ程	15.6km		
	運行日	平日・土日祝日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く）		
	運行回数		平日	土曜
	往路	2.0 回	2.5 回	2.5 回
	復路	2.0 回	2.5 回	2.5 回
系統 2	内容	他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換【系統新設】（第 1 段階～）		
	起点	式敷駅		
	主な経由地	船佐駅		
	終点	三次中央病院		
	キロ程	19.2km		
	運行日	平日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く）		
	運行回数		平日	土曜
	往路	0.5 回	-	-
	復路	0.5 回	-	-

運行系統図	<p>〈第1段階〜〉</p> 
運賃	<p>〈主な区間の抜粋〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・式敷駅～三次中央病院：410円 ・式敷駅～三次駅前：350円

② 自家用有償運送による代替（第3号事業）

a 江津川平線の新設											
運行主体	江津市										
事業形態	市町村運営有償運送										
運送形態	路線定期運行										
運行路線図											
系統1	内容	自家用有償運送による代替【系統新設】（第1段階～）									
	起点	ゆめタウン江津前									
	主な経由地	金田									
	終点	川平									
	キロ程	10.9 km									
	運行日	火曜日・水曜日・金曜日 (祝日及び12月29日から翌年1月4日までの間を除く)									
	運行回数		火曜	水曜	金曜						
	往路	1.0回	1.0回	1.0回							
	復路	1.0回	1.0回	1.0回							
運行系統図	<第1段階～> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">ゆめタウン江津前</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">済生会病院</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">江津駅前</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">江津本町</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">ふれあいセンター前 金田</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">田野村集会所</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">川平</td> </tr> </table>				ゆめタウン江津前	済生会病院	江津駅前	江津本町	ふれあいセンター前 金田	田野村集会所	川平
ゆめタウン江津前	済生会病院	江津駅前	江津本町	ふれあいセンター前 金田	田野村集会所	川平					
運賃	<主な区間の抜粋> <ul style="list-style-type: none"> ・川平～江津駅前：410円 ・川平～済生会病院：460円 										

b 田津線の新設（令和2年4月1日付けで廃止）

運行主体	江津市			
事業形態	市町村運営有償運送			
運送形態	路線定期運行（スクールバスの混乗）			
運行路線図				
系統1	内容	【廃止】（第2段階）		
	起点	桜江総合センター		
	主な経由地	川戸		
	終点	岡田谷		
	キロ程	6.0 km		
	運行日	平日（学校授業日を基本とする）		
	運行回数		平日	土曜
	往路	0.5回	-	-
	復路	0.5回	-	-
運行系統図	<p>〈第1段階〉</p>			
運賃	一律200円			

- ・ 廃止の理由

田津線については、幹線の江津川本線を補完する形で、対岸の鹿賀線とともに三江線代替交通として運行を開始しましたが、利用者は1日当たり0.1人未満と極端に少なく、江津川本線及び鹿賀線により住民の移動手段が確保できることや、全体の収支率向上に資することから、地元住民と協議の上、廃止することとしました。

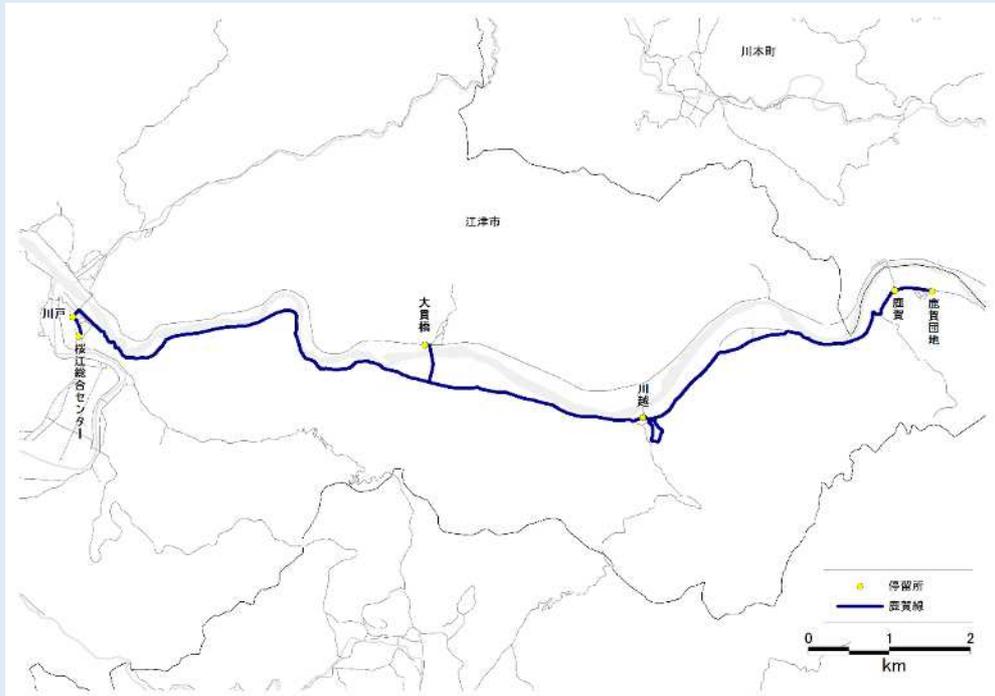
- ・ 廃止後のエリアの住民の移動手段確保

田津線と全てのバス停留所が重複している鹿賀線と、田津地区からバス停留所まで500mあるものの田津線と同じ運行経路の江津川本線の両線により、廃止後も住民の移動手段は確保されるものと考えています。

c 鹿賀線の新設

運行主体	江津市
事業形態	市町村運営有償運送
運送形態	路線定期運行

運行路線図

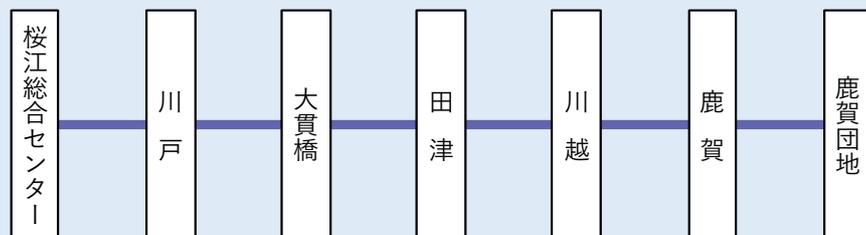


系統 1

内容	自家用有償運送による代替【系統新設】(第1段階～)		
起点	桜江総合センター		
主な経由地	川越		
終点	鹿賀団地		
キロ程	14.6 km		
運行日	月曜日・木曜日(祝日及び12月29日から翌年1月4日までの間を除く)		
運行回数		月曜	木曜
	往路	1.0回	1.0回
	復路	1.0回	1.0回

運行系統図

〈第1段階～〉



運賃

- 〈主な区間の抜粋〉
- 鹿賀団地～桜江総合センター：500円
 - 鹿賀団地～川越郵便局前：280円

d 粕渚竹線（君谷経由）の新設

運行主体	美郷町			
事業形態	市町村運営有償運送			
運送形態	路線定期運行			
運行路線図				
系統 1	内容	自家用有償運送による代替【系統新設】（第1段階～）		
	起点	粕渚駅		
	主な経由地	栢谷		
	終点	竹駅		
	キロ程	26.3 km		
	運行日	平日・土日祝日		
	運行回数		平日	土曜
	往路	0.5回	0.5回	0.5回
	復路	0.5回	0.5回	0.5回
系統 2	内容	自家用有償運送による代替【系統新設】（第1段階～）		
	起点	栢谷		
	主な経由地	小谷口		
	終点	竹駅		
	キロ程	11.7 km		
	運行日	平日・土日祝日		
	運行回数		平日	土曜
	往路	0.5回	0.5回	0.5回
	復路	0.5回	0.5回	0.5回

運行系統圖	<p>〈第1段階〜〉</p> <pre> graph LR A[粕瀨駅] --- B[粕瀨下市] B --- C[惣森] C --- D[栢谷] D --- E[小谷口] E --- F[竹駅] style A fill:#fff,stroke:#000 style B fill:#fff,stroke:#000 style C fill:#fff,stroke:#000 style D fill:#fff,stroke:#000 style E fill:#fff,stroke:#000 style F fill:#fff,stroke:#000 linkStyle 0 stroke:#00FF00,stroke-width:2px linkStyle 1 stroke:#00FF00,stroke-width:2px linkStyle 2 stroke:#00FF00,stroke-width:2px linkStyle 3 stroke:#00FF00,stroke-width:2px linkStyle 4 stroke:#00FF00,stroke-width:2px linkStyle 5 stroke:#0000FF,stroke-width:2px linkStyle 6 stroke:#0000FF,stroke-width:2px linkStyle 7 stroke:#0000FF,stroke-width:2px </pre>
運賃	一律 200 円

e 宇都井口羽線の新設（令和2年4月1日付けで羽須美区域運行に統合）

運行主体	邑南町			
事業形態	市町村運営有償運送			
運送形態	路線定期運行			
運行路線図				
系統1	内容	羽須美区域運行に統合（第2段階）		
	起点	後山口		
	主な経由地	羽須美中学校前		
	終点	羽須美支所		
	キロ程	17.3 km		
	運行日	平日・土日祝日（1月1日～2日を除く）		
	運行回数		平日	土曜
	往路	1.5回	1.0回	1.0回
	復路	2.0回	1.0回	1.0回
運行系統図	<p>〈第1段階〉</p> <p>〈第2段階〉 区域運行</p>			
運賃	一律200円			

f 引城区域運行の新設（令和2年4月1日付けで羽須美区域運行に統合）

運行主体	邑南町			
事業形態	市町村運営有償運送			
運送形態	区域運行			
運行区域	邑南町引城地域～口羽大橋・羽須美支所			
運行区域図				
内容	羽須美区域運行に統合（第2段階）			
運行日	平日・土日祝日（1月1日～2日を除く）			
運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
	往路	1.5回	1.5回	1.5回
	復路	1.5回	1.5回	1.5回
運賃	一律200円			

g 江平上ヶ畑区域運行の新設（令和2年4月1日付けで羽須美区域運行に統合）

運行主体	邑南町			
事業形態	市町村運営有償運送			
運送形態	区域運行			
運行区域	邑南町坂谷・下瀬・江平上ヶ畑地域～大津両国橋・丹渡・港別・三国橋			
運行区域図				
内容	羽須美区域運行に統合（第2段階）			
運行日	平日・土日祝日（1月1日～2日を除く）			
運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
	往路	1.5回	1.5回	1.5回
	復路	1.5回	1.5回	1.5回
運賃	一律200円			

j 羽須美区域運行の新設

運行主体	NPO 法人はすみ振興会			
事業形態	公共交通空白地有償運送			
運送形態	区域運行			
運行区域図				
内容	自家用有償運送による代替（第2段階）			
運行日	平日・土日祝日（1月1日～3日を除く）			
運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
	往路	1.0回	1.0回	1.0回
	復路	1.0回	1.0回	1.0回
運賃	200～500円			

・概要

三江線代替交通として、宇都井口羽線、引城区域運行、江平上ヶ畑区域運行を開始しましたが、利用者が少なく、収支率も低い状態でした。

一方で、平成31年4月に羽須美地域住民により立ち上げられたNPO法人により、三江線代替交通と運行地域を分けて公共交通空白地有償運送のデマンド型運行が開始されており、地域の実情にあった効率的な運行とするため、三江線代替交通の3路線を統合する形で当該NPO法人のデマンド型運行に移行します。

・変更の理由

利用者が極端に少なく、移動可能な範囲が限定的な三江線代替交通の3路線を統合し、既存のNPO法人による公共交通空白地有償運送と合わせることで、羽須美地域全域の移動が可能となり利便性が高まるとともに、運行主体も町営からNPO法人へ移行することにより、運行費用が抑制され持続可能性を高めることができると考えています。

また、区域運行とすることで、バス停留所から離れた住民にも利用しやすいものとなり、利用者の増加を図ります。

(3) 既存乗合バスの見直し

h 三次市民バス 作木町線の見直し(令和7年11月10日付けで区域運行へ変更)					
運行事業者	有限会社君田交通				
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業				
運送形態	路線定期運送(令和7年11月10日より区域運行へ変更)				
運行区域図					
系統1 (区域運行)	内容	令和7年11月10日より区域運行へ変更			
	運行日	平日(火曜日・水曜日・木曜日のみ) (12月31日～1月3日を除く)			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
		往路	1.0回	-	-
	復路	1.0回	-	-	
系統2 (区域運行)	内容	令和7年11月10日より区域運行へ変更			
	運行日	平日(月曜日・火曜日・水曜日のみ) (12月31日～1月3日を除く)			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
		往路	1.0回	-	-
	復路	1.0回	-	-	
系統3 (区域運行)	内容	令和7年11月10日より区域運行へ変更			
	運行日	平日(月曜日・木曜日・金曜日のみ) (12月31日～1月3日を除く)			
	運行回数		平日	土曜	日曜・祝日
		往路	1.0回	-	-
	復路	1.0回	-	-	

系統1 (定時定路線)	内容	既存乗合バスの見直し【系統新設】(第1段階～) (令和7年11月10日より区域運行への変更に伴い廃止)			
	起点	下峠様宅前			
	主な経由地	作木診療所前			
	終点	文化センターさくぎ			
	キロ程	30.5 km			
	運行日	火曜日・水曜日・木曜日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.0回	-	-
		復路	0.0回	-	-
		〈第1段階～〉	平日	土曜	日曜・祝日
往路		0.5回	-	-	
復路		0.5回	-	-	
系統2 (定時定路線)	内容	既存乗合バスの見直し【系統新設】(第1段階～) (令和7年11月10日より区域運行への変更に伴い廃止)			
	起点	矢田倉庫前			
	主な経由地	文化センターさくぎ			
	終点	作木診療所前			
	キロ程	17.9 km			
	運行日	月曜日・火曜日・水曜日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.0回	-	-
		復路	0.0回	-	-
		〈第1段階～〉	平日	土曜	日曜・祝日
往路		0.5回	-	-	
復路		0.5回	-	-	
系統3 (定時定路線)	内容	既存乗合バスの見直し【系統新設】(第1段階～) (令和7年11月10日より区域運行への変更に伴い廃止)			
	起点	伊賀和志駅			
	主な経由地	作木診療所前			
	終点	文化センターさくぎ			
	キロ程	28.7 km			
	運行日	月曜日・木曜日・金曜日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.0回	-	-
		復路	0.0回	-	-
		〈第1段階～〉	平日	土曜	日曜・祝日
往路		0.5回	-	-	

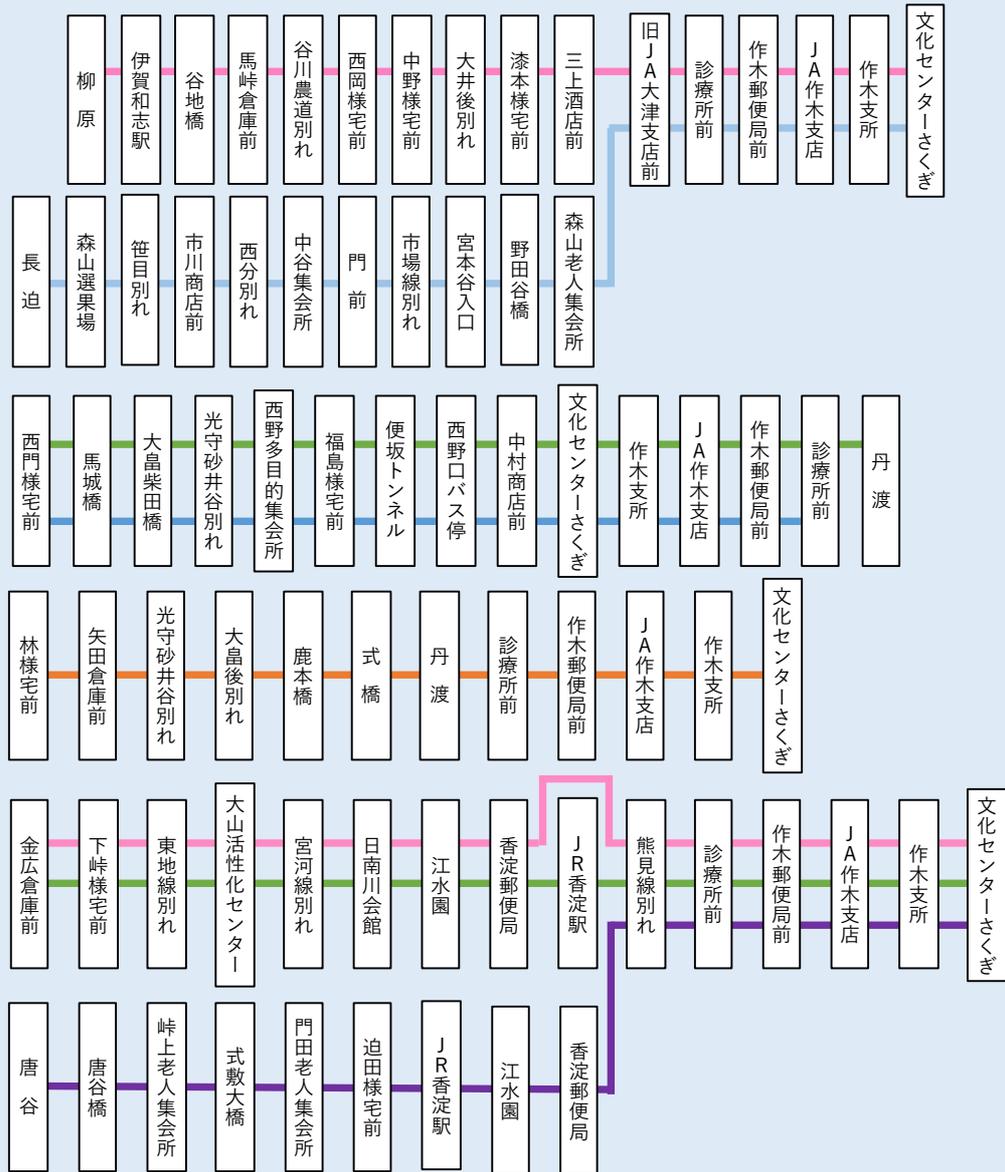
		復路	0.5 回	-	-
系統 4 (A コース)	内容	【系統廃止】(第 1 段階)			
	起点	柳原			
	主な経由地	診療所前			
	終点	文化センターさくぎ			
	キロ程	28.8 km			
	運行日	月曜日・木曜日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5 回	-	-
復路		1.0 回	-	-	
〈第 1 段階〉		平日	土曜	日曜・祝日	
往路		0.0 回	-	-	
復路		0.0 回	-	-	
系統 5 (B コース)	内容	【系統廃止】(第 1 段階)			
	起点	長迫			
	主な経由地	診療所前			
	終点	文化センターさくぎ			
	キロ程	26.4 km			
	運行日	火曜日・金曜日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5 回	-	-
復路		1.0 回	-	-	
〈第 1 段階〉		平日	土曜	日曜・祝日	
往路		0.0 回	-	-	
復路		0.0 回	-	-	
系統 6 (C コース)	内容	【系統廃止】(第 1 段階)			
	起点	西門様宅前			
	主な経由地	文化センターさくぎ			
	終点	診療所前			
	キロ程	16.4 km			
	運行日	月曜日・木曜日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5 回	-	-
復路		1.0 回	-	-	
〈第 1 段階〉		平日	土曜	日曜・祝日	
往路		0.0 回	-	-	
復路		0.0 回	-	-	

系統 7 (C コース)	内容	【系統廃止】(第 1 段階)			
	起点	西門様宅前			
	主な経由地	文化センターさくぎ			
	終点	丹渡			
	キロ程	16.9 km			
	運行日	月曜日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	-	-	-
		復路	0.5 回	-	-
		〈第 1 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
往路		0.0 回	-	-	
復路		0.0 回	-	-	
系統 8 (D コース)	内容	【系統廃止】(第 1 段階)			
	起点	林様宅前			
	主な経由地	診療所前			
	終点	文化センターさくぎ			
	キロ程	13.5 km			
	運行日	火曜日・水曜日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5 回	-	-
		復路	1.0 回	-	-
		〈第 1 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
往路		0.0 回	-	-	
復路		0.0 回	-	-	
系統 9 (E コース)	内容	【系統廃止】(第 1 段階)			
	起点	金広倉庫前			
	主な経由地	JR 香淀駅			
	終点	文化センターさくぎ			
	キロ程	24.1 km			
	運行日	水曜日・木曜日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5 回	-	-
		復路	0.5 回	-	-
		〈第 1 段階〉	平日	土曜	日曜・祝日
往路		0.0 回	-	-	
復路		0.0 回	-	-	

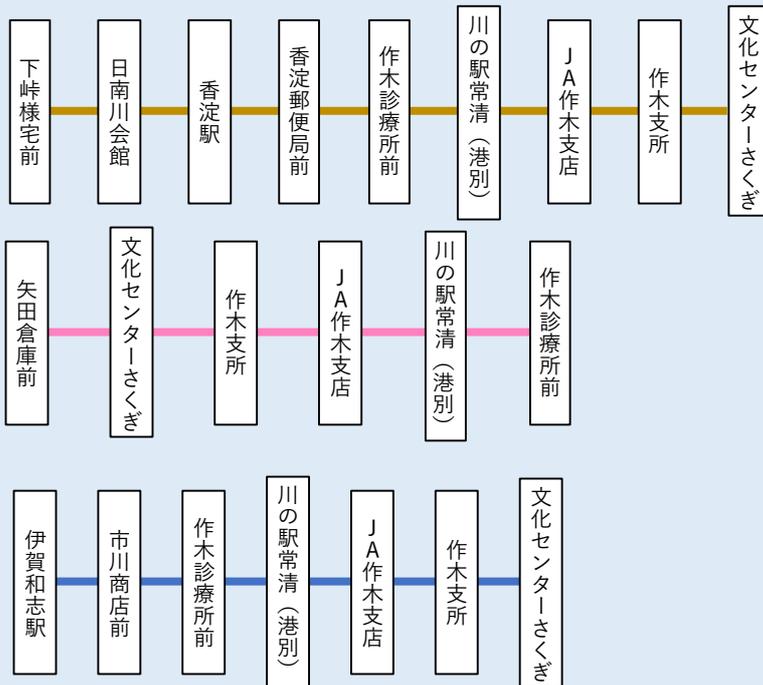
系統 10 (E コース)	内容	【系統廃止】(第 1 段階)			
	起点	金広倉庫前			
	主な経由地	JR 香淀駅経由なし			
	終点	文化センターさくぎ			
	キロ程	22.1 km			
	運行日	水曜日・木曜日			
	運行回数	<再編前>	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5 回	-	-
復路		1.0 回	-	-	
<第 1 段階>		平日	土曜	日曜・祝日	
往路		0.0 回	-	-	
復路		0.0 回	-	-	
系統 11 (F コース)	内容	【系統廃止】(第 1 段階)			
	起点	唐谷			
	主な経由地	JR 香淀駅			
	終点	文化センターさくぎ			
	キロ程	19.5 km			
	運行日	火曜日・金曜日			
	運行回数	<再編前>	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	1.0 回	-	-
復路		1.5 回	-	-	
<第 1 段階>		平日	土曜	日曜・祝日	
往路		0.0 回	-	-	
復路		0.0 回	-	-	

運行系統図

〈再編前〉



〈第1段階〜〉 令和7年11月10日より区域運行への変更に伴い廃止



運賃 300円（小学生150円、小学生未満 無料）
 （区域運行） ※令和8年5月8日までは200円（小学生100円、小学生未満 無料）

運賃 一律100円
 （定時定路線） （令和7年11月10日より区域運行への変更に伴い廃止）

・区域運行への変更の理由

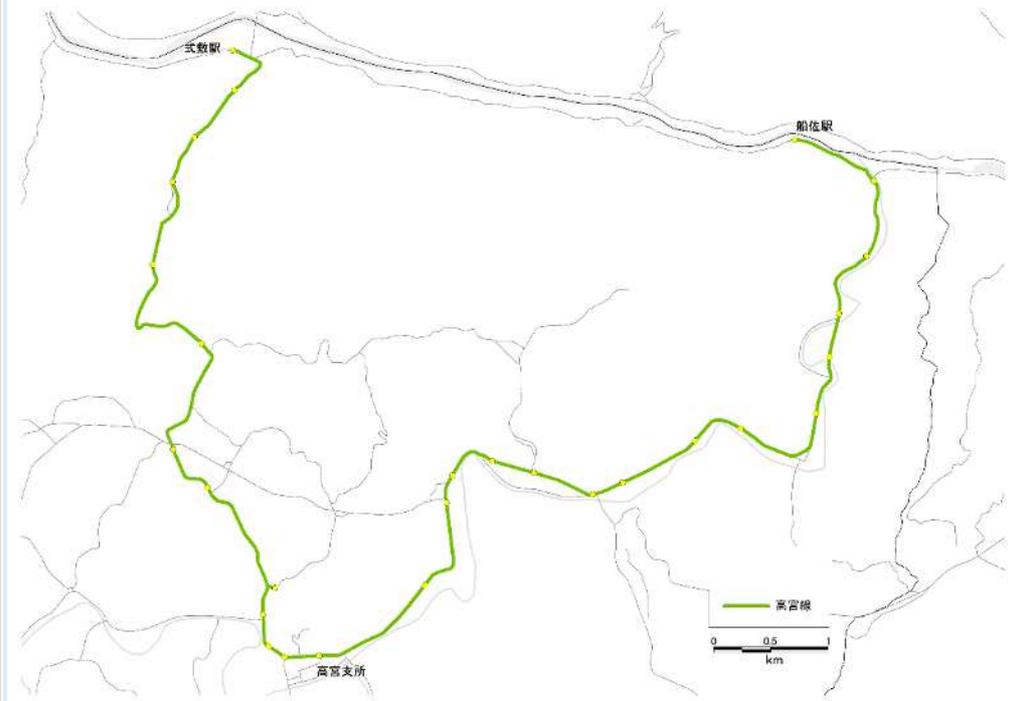
作木町線の利用者は、減少傾向にあり、区域運行とすることで、バス停留所から離れた住民にも利用しやすいものとなり、利用者の増加を図ることができます。

また、定時定路線の運行では、移動可能な範囲が限定的でしたが、区域運行とすることで、作木町内全域の移動が可能となり、利便性の向上に繋がります。

i 高宮線の見直し

運行事業者	株式会社 高宮中央タクシー
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業
運送形態	路線定期運送

運行路線図



系統 1

内容	既存乗合バスの見直し【系統変更】(第1段階～)			
起点	式敷駅			
終点	高宮支所			
キロ程	4.9 km			
運行日	月曜日・水曜日			
運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
	往路	0.5回	-	-
	復路	0.5回	-	-
	〈第1段階～〉	平日	土曜	日曜・祝日
	往路	1.0回	-	-
	復路	0.5回	-	-

系統 2	内容	既存乗合バスの見直し【系統変更】（第1段階～）			
	起点	船佐駅			
	主な経由地	水谷			
	終点	高宮支所			
	キロ程	3.9 km			
	運行日	火曜日・金曜日			
	運行回数	〈再編前〉	平日	土曜	日曜・祝日
		往路	0.5回	-	-
復路		0.5回	-	-	
〈第1段階～〉		平日	土曜	日曜・祝日	
往路		1.0回	-	-	
復路		0.5回	-	-	
運行系統図					
運賃	〈主な区間の抜粋〉 ・式敷駅～高宮支所：410円 ・船佐駅～高宮支所：410円				

第3章 地方公共団体による支援の内容

(1) 地域公共交通網の確保・維持に係る必要な経費の支援

地域住民の生活を支える地域公共交通網を確保・維持させていくため、島根県、広島県、各市町から交通事業者に対して運行経費の支援を行います。

(2) 住民説明会の開催

再編事業の内容に関して広く住民に周知するため、各市町において住民を対象とした説明会を開催します。

第4章 再編事業に関連して実施する事業

●再編事業に関連して実施する事業

再編事業を進めていく上で計画期間中に以下の各種利用促進策等を進めていきます。なお、ここに掲げた事業については本計画のマスタープランである公共交通網形成計画にも明記されていますが、今後は再編事業の関連事業に位置づけ実施します。

- (1) JR 三江線の代替交通確保に伴う既存の市町村有償運送の見直し【第1段階】
下記の路線については、JR 三江線の代替交通確保に伴い廃止しました。

路線	対応する代替交通
江津市生活バス 坂本線、川戸線	江津川本線
島根中央高校スクールバス	江津川本線
江津・江津工業高校スクールバス	江津川本線
美郷町営バス 邑智循環線	川本美郷線 粕渕竹線（君谷経由）
美郷町営バス 粕渕都賀線	川本美郷線

(2) ベンチ・上屋の設置

【網形成計画における対応事業】事業 4-2 バス停留所の機能強化

事業の概要	● 主要なバス停留所において、上屋やベンチを設置するなど、バス停留所の機能を強化します。
実施主体	島根県、広島県、沿線市町
実施時期	平成 30 年 4 月～

(3) 利用しやすい運賃の設定

【網形成計画における対応事業】事業 4-3 利用しやすい運賃の設定

事業の概要	<ul style="list-style-type: none">● 利用者の経済的な負担を軽減することを目的に、市町単位で下記のような利用しやすい運賃を設定します。 【江津市】<ul style="list-style-type: none">・ 高校生を対象とした定期券の購入補助 【川本町】<ul style="list-style-type: none">・ 高校生を対象とした定期券の購入補助・ 65 歳以上高齢者の半額補助 【美郷町】<ul style="list-style-type: none">・ 美郷町内区間の利用が 200 円となるように運賃補填・ 小中学生を対象とした通学利用に対する補助 【安芸高田市・三次市】<ul style="list-style-type: none">・ 高校生を対象とした定期券の低額化
実施主体	江津市、川本町、美郷町、安芸高田市、三次市、交通事業者
実施時期	平成 30 年 4 月～

(4) 乗継割引・電子マネー等活用の検討

【網形成計画における対応事業】事業 4-3 利用しやすい運賃の設定

事業の概要	<ul style="list-style-type: none">● 路線の再編により乗継が必要となる利用者の経済負担の軽減や乗継の心理的負担を軽減することを目的に乗継時の運賃割引を検討します。● 上記において、電子マネー等の活用を検討することで、より利用者が利用しやすい公共交通とするとともに、地域で利用可能なポイント制度などにより地域活性化施策への活用を検討します。
実施主体	島根県、広島県、沿線市町
実施時期	平成 30 年 4 月～

(5) 総合時刻表・バスマップの作成

【網形成計画における対応事業】事業 4-4 誰にでもわかりやすい運行情報の提供

事業の概要	<ul style="list-style-type: none">● 沿線住民にわかりやすい時刻表・バスマップを作成します（エリア別、市町別、沿線地域全体など）。● 地域住民だけでなく来訪者にもわかりやすい時刻表・バスマップを作成します。● 更なる利便性向上のため、スムーズな検索・予約が可能な仕組みの構築を目指します。
実施主体	島根県、広島県、沿線市町
実施時期	平成 30 年 4 月～

(6) ドライバーの確保に向けた運行助成制度の検討

【網形成計画における対応事業】事業 6-1 運行継続に求められる支援の実施

事業の概要	<ul style="list-style-type: none">● 運行事業者を対象とした、第二種運転免許取得や国土交通大臣認定講習のための助成について検討を進めます。
実施主体	島根県、広島県、沿線市町
実施時期	平成 29 年 10 月～

(7) 観光における公共交通の利用促進

【網形成計画における対応事業】事業 7-1 観光を目的とした公共交通利用者の開拓

事業の概要	<ul style="list-style-type: none">● 民間団体と連携し、鉄道跡地を活用した観光振興策について検討を行います。● 沿線地域の観光振興と公共交通の利用促進について考えるワーキンググループを設置します。
実施主体	島根県、広島県、沿線市町、交通事業者、その他関係者
実施時期	平成 29 年 10 月～

(8) 地域住民を対象としたモビリティ・マネジメントの実施

【網形成計画における対応事業】事業 8-2 モビリティ・マネジメントの推進

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通に親しみをもってもらい、その利用を促進するため、沿線住民（高齢者や小中学生）を対象としたモビリティ・マネジメントを実施します。 <p>【取組例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>モビリティ・マネジメントの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○バスの乗り方教室の開催（ICカード利用方法の周知やお得な公共交通利用方法、安全なバス利用など） ○運転免許返納者への割引 ○目的地となる施設と連携したポイントカードや利用促進 ○お試し乗車券の配布 </td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○通学で利用する公共交通や割引などの情報について入学時・入学前からの情報提供 ○学校行事での公共交通利用 </td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○バスの乗り方教室の開催（バスの乗り方、乗車体験、安全なバス利用など） ○学校行事での公共交通利用 </td> </tr> <tr> <td>UIターン者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○UIターン希望者や転入者向けの公共交通に関する情報提供 ○広域連携交通を活用したパーク&ライドの推進 </td> </tr> <tr> <td>行政職員・企業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○協力企業への助成やPR ○ノーマイカーデーの推進 ○公共交通利用者向けの通勤手当 ○広域連携交通を活用したパーク&ライドの推進 </td> </tr> </tbody> </table>	対象	モビリティ・マネジメントの例	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○バスの乗り方教室の開催（ICカード利用方法の周知やお得な公共交通利用方法、安全なバス利用など） ○運転免許返納者への割引 ○目的地となる施設と連携したポイントカードや利用促進 ○お試し乗車券の配布 	高校生	<ul style="list-style-type: none"> ○通学で利用する公共交通や割引などの情報について入学時・入学前からの情報提供 ○学校行事での公共交通利用 	小中学生	<ul style="list-style-type: none"> ○バスの乗り方教室の開催（バスの乗り方、乗車体験、安全なバス利用など） ○学校行事での公共交通利用 	UIターン者	<ul style="list-style-type: none"> ○UIターン希望者や転入者向けの公共交通に関する情報提供 ○広域連携交通を活用したパーク&ライドの推進 	行政職員・企業	<ul style="list-style-type: none"> ○協力企業への助成やPR ○ノーマイカーデーの推進 ○公共交通利用者向けの通勤手当 ○広域連携交通を活用したパーク&ライドの推進
対象	モビリティ・マネジメントの例												
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○バスの乗り方教室の開催（ICカード利用方法の周知やお得な公共交通利用方法、安全なバス利用など） ○運転免許返納者への割引 ○目的地となる施設と連携したポイントカードや利用促進 ○お試し乗車券の配布 												
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ○通学で利用する公共交通や割引などの情報について入学時・入学前からの情報提供 ○学校行事での公共交通利用 												
小中学生	<ul style="list-style-type: none"> ○バスの乗り方教室の開催（バスの乗り方、乗車体験、安全なバス利用など） ○学校行事での公共交通利用 												
UIターン者	<ul style="list-style-type: none"> ○UIターン希望者や転入者向けの公共交通に関する情報提供 ○広域連携交通を活用したパーク&ライドの推進 												
行政職員・企業	<ul style="list-style-type: none"> ○協力企業への助成やPR ○ノーマイカーデーの推進 ○公共交通利用者向けの通勤手当 ○広域連携交通を活用したパーク&ライドの推進 												
実施主体	島根県、広島県、沿線市町、交通事業者、地域住民												
実施時期	平成 29 年 10 月～												

(9) 駅舎の利活用に関するワークショップの開催

【網形成計画における対応事業】事業 4-2 バス停留所の機能強化

【網形成計画における対応事業】事業 9-1 公共交通と地域づくりの連携

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅舎の利活用や周辺地域の活性化などについて、地域住民との意見交換を行うワークショップを開催します。
実施主体	島根県、広島県、沿線市町、地域住民
実施時期	平成 30 年 4 月～

(10) 事業評価の実施

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● PDCA サイクルの考え方にに基づき、事業の評価を行うため、公共交通の利用状況や利用者の評価等を把握するための調査および評価・検証を行います。
実施主体	島根県、広島県、沿線市町
実施時期	平成 30 年 4 月～

事業の実施体制とスケジュール

事業内容	実施主体						平成29年 10月～	事業スケジュール						
	島根県	広島県	沿線市町	交通事業者	地域住民	その他関係者		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度～7年度		
再編事業	他の種類の旅客運送事業（4条路線）への転換（第2号事業）			○	○			← 実施 →						
	自家用有償運送による代替（第3号事業）			○	○			← 実施 →						
	既存乗合バスの見直し			○	○			← 実施 →						
	JR三江線の代替交通確保に伴う既存の市町村有償運送の見直し	○	○	○	○			← 実施 →						
再編事業に関連して実施する事業	ベンチ・上屋の設置	○	○	○			← 実施 →							
	利用しやすい運賃の設定			○ 市町別	○	○		← 実施 →						
	乗継割引・電子マネー等活用の検討	○	○	○				← 検討・随時実施 →						
	総合時刻表・バスマップの作成	○	○	○				← 沿線住民にわかりやすい時刻表・バスマップ⇒実施・随時更新 →						
								← 来訪者にわかりやすい時刻表・バスマップ⇒実施・随時更新 →						
	ドライバーの確保に向けた運行助成制度の検討	○	○	○				← 随時実施 →						
	観光における公共交通の利用促進	○	○	○	○		○	← 検討・随時実施 →						
	地域住民を対象としたモビリティ・マネジメントの実施	○	○	○	○	○	○	← 検討・随時実施 →						
	駅舎の利活用に関するワークショップの開催	○	○	○		○	○	← 検討・随時実施 →						
事業評価の実施	○	○	○				← 検討・実施 →							

第5章 事業の効果

(1) 三江線沿線地域全体での効果

事業の効果	内容	再編前	再編後 (第1段階)	再編後 (第2段階)
利便性	通学や通院、買物に即したダイヤの設定、乗り入れによる利便性の向上	—	—	—
効率性	三江線沿線地域の公共交通の収支率の向上	4.1%	15.4%	18.7%
	三江線沿線地域の公共交通の、沿線地域（計画の区域）人口1人あたりの年間運行経費の削減	26,195 円/年	6,950 円/年	6,122 円/年

(2) JR 三江線の代替交通確保

① 他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換（第2号事業）

事業	事業の効果		網形成計画での目標 における位置づけ
	利便性	効率性	
A 江津川本線の 신설	<ul style="list-style-type: none"> 江津高校、江津済生会病院への乗り入れによる通院・通学の利便性向上 通学に即したダイヤの整備による、中学生・高校生の利便性向上 三江線と江津市生活バスを合わせたサービスと同程度の運行回数確保 複数路線の統合によるわかりやすさの向上 バスカードの導入による市内バスの乗継利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 複数路線の統合、ダイヤの平準化による鉄道・バス総運行回数の削減（例えば、川戸～坂本間では三江線と江津市生活バスを合わせて6回⇒6回） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々の公共交通利用率の維持・向上 主要な都市等との移動時間の短縮
B 川本美郷線の 신설	<ul style="list-style-type: none"> 通学に即したダイヤの整備による、高校生の利便性向上 三江線と美郷町営バスを合わせたサービスと同程度の運行回数確保 複数路線の統合によるわかりやすさの向上 フリー乗降区間の設定による、利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 複数路線の統合、ダイヤの平準化による鉄道・バス総運行回数の削減（例えば、竹～粕淵間では三江線と美郷町営バスを合わせて8.5回⇒7.5回） 	
C 粕淵線の延伸	<ul style="list-style-type: none"> ニーズの高い大田市方面路線へのアクセス性向上 学生利用のニーズがある酒谷行きを増便（令和3年4月1日） 		
D 明塚線の見直し (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> タクシー利用助成による、バス停から遠い地域に暮らす住民の利便性向上 		
E 乙原線の 신설		<ul style="list-style-type: none"> 予約型運行による運行回数の削減 	
F 信喜線の 신설			

G	作木線の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅グリーンロード大和を停留所にするこによる待合環境の向上 三次中央病院への乗り入れによる通院の利便性向上 空白時間に運行ダイヤを整備、系統を新設し、利用者の利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> 利用実績の無かった便を削減 	
H	川の駅三次線の新設	<ul style="list-style-type: none"> 三次方面路線の新設による利便性向上 停留所の新設による利便性向上 		
I	式敷三次線の新設	<ul style="list-style-type: none"> 停留所の新設による利便性向上 三次中央病院への乗り入れによる通院の利便性向上 		

② 自家用有償運送による代替（第3号事業）

事業	事業の効果		網形成計画での目標における位置づけ
	利便性	効率性	
a 江津川平線の新設	<ul style="list-style-type: none"> 済生会病院、ゆめタウン江津への乗り入れによる通院・買い物の利便性向上 停留所の新設による利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> 運行回数の削減（三江線 5 回⇒江津川平線 2 回） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々の公共交通利用率の維持・向上
b 田津線の見直し（第2段階）	<ul style="list-style-type: none"> 利用実績が極端に少ないため廃止 		
c 鹿賀線の新設	<ul style="list-style-type: none"> 停留所の新設による利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> 運行回数の削減（三江線 5 回⇒鹿賀線 2 回） 	
d 粕淵竹線（君谷経由）の新設	<ul style="list-style-type: none"> 通学対応を主とする運行によるわかりやすさの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ダイヤの平準化による運行回数の削減（粕淵循環線 5.5 回⇒粕淵竹線 2 回） 	
e 宇都井口羽線の見直し（第2段階）	<ul style="list-style-type: none"> 羽須美区域運行へ統合 		
f 引城区域運行の見直し（第2段階）			
g 江平上ヶ畑区域運行の見直し（第2段階）			
j 羽須美区域運行の新設（第2段階）	<ul style="list-style-type: none"> 宇都井口羽線、引城区域運行、江平上ヶ畑区域運行の統合による、羽須美地域全体の移動の利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> 予約型運行による運行回数の削減 	

(3) 既存乗合バスの見直し（第1号事業）

事業	事業の効果		網形成計画での目標における位置づけ
	利便性	効率性	
h 三次市民バス作木町線の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 路線定期運行から区域運行に変更することによる作木地域全体の移動の利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> 予約型運行による運行回数の削減等の運行の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々の公共交通利用率の維持・向上
i 高宮線の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 回送便を活用して 0.5 便増便させることによる利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> 回送便を活用し、経費増をおさえた利便性の向上 	

第6章 事業の実施に必要な資金の額・調達方法

事業の実施に必要な資金の額および調達方法について、以下に整理します。

(1) JR 三江線の代替交通確保

① 他の種類の旅客運送事業（4 条路線）への転換（第 2 号事業）

項目	総事業費 (千円)	調達方法			実施年度
		内訳	調達主体	備考（補助金等）	
A 江津川本線の年間運行経費	40,181	13,634	石見交通	運送収入	R2 年 4 月 (R6 年 5 月一部 改訂)
		8,958	石見交通	幹線補助：国	
		8,958	島根県	運行補助	
		7,026	江津市	運行補助	
		1,605	川本町	運行補助	
B 川本美郷線の年間運行経費	44,432	11,441	大和観光	運送収入	
		7,834	大和観光	フィーダー補助：国	
		1,802	川本町	運行補助	
		23,355	美郷町	運行補助	
C 粕淵線の年間運行経費	36,756	5,526	石見交通	運送収入	
		17,050	美郷町	運行補助	
		14,180	大田市	運行補助	
D 明塚線の年間運行経費	648	96	駅トタクシー	運送収入	
		552	美郷町	運行補助	
E 乙原線の年間運行経費	3,146	122	駅トタクシー	運送収入	
		3,024	美郷町	運行補助	
F 信喜線の年間運行経費	5,632	185	駅トタクシー	運送収入	
		5,447	美郷町	運行補助	
G 作木線の年間運行経費	37,742	10,037	備北交通	運送収入	
		6,494	備北交通	フィーダー補助：国	
		2,160	美郷町	運行補助	
		2,551	邑南町	運行補助	
		16,500	三次市	運行補助	
H 川の駅三次線の年間運行経費	24,853	1,605	君田交通	運送収入	
		5,463	君田交通	フィーダー補助：国	
		17,785	三次市	運行補助	
I 式敷三次線の年間運行経費	20,628	1,358	甲立タクシー・芸北タクシー	運送収入	
		9,635	安芸高田市	運行補助	
		9,635	三次市	運行補助	

② 自家用有償運送による代替（第3号事業）

項目	総事業費 (千円)	調達方法			実施年度
		内訳	調達主体	備考(補助金等)	
a 江津川平線の年間運行経費	3,692	332	江津市	運送収入	R2年 4月
		764	江津市	フィーダー補助：国	
		2,596	江津市	運行補助	
c 鹿賀線の年間運行経費	2,187	59	江津市	運送収入	
		2,128	江津市	運行補助	
d 粕淵竹線(君谷経由)の年間運行経費	5,475	151	美郷町	運送収入	
		5,324	美郷町	運行補助	
j 羽須美区域運行の年間運行経費	1,765	203	NPO 法人はすみ振興会	運送収入	
		1,562	邑南町	運行補助	

(2) 既存乗合バスの見直し（第1号事業）

項目	総事業費 (千円)	調達方法			実施年度
		内訳	調達主体	備考(補助金等)	
h 三次市民バス作木町線の年間運行経費	6,405	90	三次市	運送収入	R2年 4月
		6,315	三次市	運行補助	
i 高宮線の年間運行経費	2,319	92	高宮中央タクシー	運送収入	R3年 4月
		2,227	安芸高田市	運行補助	

第7章 計画の見直し

● 計画の見直し規定

本計画は、鉄道の廃止を契機としてバスによる新たな交通体系を構築するものです。このため、適時の利用状況検証に基づき、道路改良など地域の実情に沿った手法の検討が求められます。

以上のことから、本計画では、平成30年度、令和元年度の利用状況を検証し、サービス内容について変更が必要と判断される場合には、令和2年4月に本再編実施計画を変更し、その後も地域の実情に沿った交通体系となるよう適切な路線の検討・見直しを行います。

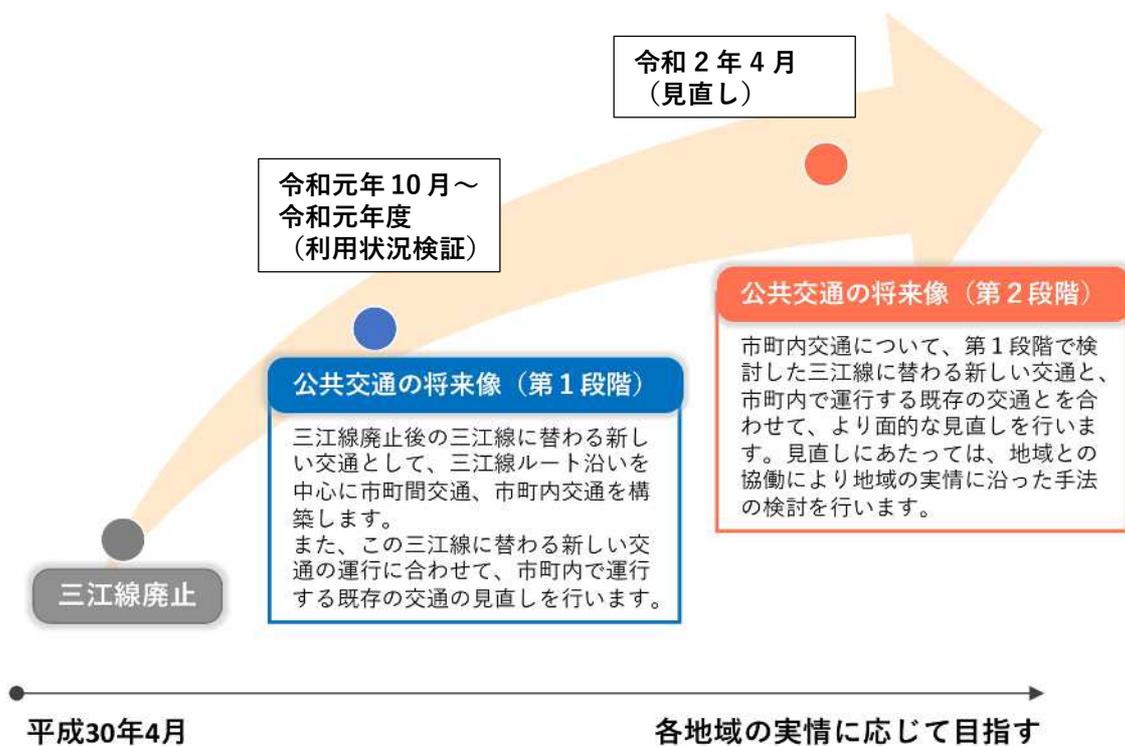


図 公共交通の将来像実現に向けたステップ

参考資料

● 計画の区域一覧

市 町	区 域 名				
江津市	渡津町	桜江町坂本	桜江町大貫	松川町下河戸	松川町長良
	金田町	桜江町市山	桜江町谷住郷	松川町市村	松川町畑田
	江津町	桜江町鹿賀	桜江町長谷	松川町上河戸	松川町八神
	桜江町後山	桜江町小田	桜江町田津	松川町上津井	川平町南川上
	桜江町江尾	桜江町川越	桜江町八戸	松川町太田	川平町平田
	桜江町今田	桜江町川戸			
川本町	大字因原	大字三俣	大字川内	大字谷戸	大字南佐木
	大字久座仁	大字小谷	大字川本	大字田窪	大字馬野原
	大字三原	大字川下	大字多田	大字湯谷	大字北佐木
美郷町	奥山	吾郷	上川戸	潮村	櫛谷
	乙原	港	上野	長藤	比敷
	亀村	高山	信喜	都賀行	浜原
	久喜原	高畑	石原	都賀西	別府
	久保	志君	千原	都賀本郷	片山
	宮内	酒谷	惣森	湯抱	明塚
	京覧原	小松地	村之郷	内田	野井
	九日市	小谷	滝原	粕淵	築瀬
邑南町	戸河内	阿須那	木須田	宇都井	今井
	雪田	上口羽	下口羽	上田	
高田市 安芸	高宮町羽佐竹	高宮町佐々部	高宮町船木	高宮町房後	高宮町来女木
	高宮町原田	高宮町川根			
三次市	粟屋町	作木町森山東	十日市西一丁目	十日市東三丁目	十日市南七丁目
	作木町伊賀和志	作木町西野	十日市西六丁目	十日市東四丁目	十日市南二丁目
	作木町岡三淵	作木町大山	十日市中一丁目	十日市東二丁目	十日市南六丁目
	作木町下作木	作木町大津	十日市中三丁目	十日市東六丁目	西酒屋町
	作木町光守	作木町大島	十日市中四丁目	十日市南一丁目	東酒屋町
	作木町香淀	作木町門田	十日市中二丁目	十日市南五丁目	日下町
	作木町上作木	三原町	十日市町	十日市南三丁目	布野町下布野
	作木町森山西	三次町	十日市東一丁目	十日市南四丁目	布野町上布野
	作木町森山中	山家町	十日市東五丁目		

● 公共交通活性化協議会規約・委員名簿

三江線沿線地域公共交通活性化協議会規約

平成28年11月10日制定

平成29年12月21日改正

令和2年10月26日改正

令和5年6月2日改正

令和6年2月20日改正

(趣旨)

第1条 「三江線沿線地域公共交通活性化協議会」(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関する必要な協議を行うため設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること
- 二 網形成計画の実施に関する連絡調整に関すること
- 三 網形成計画の達成状況の評価に関すること
- 四 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体又は機関等をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、島根県地域振興部長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、広島県地域政策局長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員(別表に掲げる団体又は機関等に所属する者をいう。以下同じ。)の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決は、会議出席委員の過半数をもって行うこととする。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

る。

- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(書面審議)

第6条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(監査)

第8条 協議会に監査委員を、1名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定める監査委員によって行う。
3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、島根県地域振興部交通対策課に置く。
3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、それぞれ会長が指名する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規約は、平成28年11月10日から施行する。

附 則 この規約は、平成29年12月21日から施行する。

附 則 この規約は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 この規約は、令和5年6月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 この規約は、令和6年2月20日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体又は機関等
公共交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社山陰支社
	石見交通株式会社
	備北交通株式会社
	一般社団法人島根県旅客自動車協会
	島根県旅客自動車協会 邑智支部
	公益財団法人広島県バス協会
	一般社団法人広島県タクシー協会
	広島県タクシー協会 北部支部
	NPO 法人はすみ振興会
道路管理者	江津市 土木建設課
	川本町 地域整備課
	美郷町 建設課
	邑南町 建設課
	三次市 土木課
	島根県 土木部
	広島県 土木建築局
公安委員会	島根県警察
	広島県警察
地域公共交通利用者	江津市連合自治会長協議会
	川本町自治会連合会
	美郷町連合自治協議会
	江の川鉄道応援団
	安芸高田市高宮町地域振興会連絡協議会
	三次市作木町自治連合会
その他	国土交通省 中国運輸局 島根運輸支局
	島根県西部県民センター
	ひろしま NPO センター
	公益社団法人島根県観光連盟
	一般社団法人広島県観光連盟
関係地方公共団体	飯南町
作成地方公共団体	島根県 地域振興部
	広島県 地域政策局
	江津市
	川本町
	美郷町
	邑南町
	安芸高田市
	三次市

三江線沿線地域公共交通利便増進実施計画

発行日 平成 29 年 12 月策定
(令和 2 年 1 月一部改訂)
(令和 3 年 2 月一部改訂)
(令和 4 年 3 月一部改訂)
(令和 4 年 9 月一部改訂)
(令和 6 年 3 月一部改訂)
(令和 6 年 4 月一部改訂)
(令和 6 年 9 月一部改訂)
(令和 7 年 9 月一部改訂)
(令和 7 年 11 月一部改訂)

発 行 三江線沿線地域公共交通活性化協議会

編 集 島根県地域振興部交通対策課

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

電話 0852-22-5099
